

平成24年第3回山江村議会6月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	6月13日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	開 会 提案理由説明
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	議案検討
2	6月14日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	一般質問
			休 会	村内一円	午後1時30分	現地調査
3	6月15日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	質疑、討論 表 決 閉 会

第 1 号

6 月 1 3 日 (水)

平成24年第3回山江村議会6月定例会（第1号）

平成24年6月13日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 3号 平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）
- 日程第10 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）
- 日程第11 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）
- 日程第12 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）

- 日程第13 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
(山江村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
(山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 議案第30号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第31号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第32号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第33号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第19 議案第34号 熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
- 日程第20 議案第35号 平成24年度山江村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第36号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第37号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)
- 日程第23 陳情第 2号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情書
- 日程第24 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |
| 9番 山 本 義 隆 君 | 10番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君 教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 高 田 良 介 君 税 務 課 長 木 下 久 人 君

産業振興課長	豊永知満君	健康福祉課長	山口美敏君
建設課長	白川俊博君	教育課長	中山久男君
会計管理者	福山浩君	農業委員会 事務局長	土屋一喜君
総務課行財政 主幹	山口明君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成24年第3回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

3月29日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもって、あいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、主なものについてご報告を申し上げます。

まず、本日の議場における服装についてですが、去る6月5日の議会運営委員会において、省エネルギーや地球温暖化防止、節電対策、清潔で機能的な服装などを総合的に考慮して、今回のクールビズ議会、ノーネクタイに上着を着用しての議会開会と決定していただきました。6月議会を試験的にクールビズでやってみようということになりましたので、村民各位のご理解をお願いいたします。議場におけるクールビズに対する皆さまの声を、どうぞお近くの議員や議会事務局まで届けてくださるよう、よろしくをお願いいたします。

次に、各種団体の総会について申し上げます。毎年3月、4月、5月は、総会のシーズンです。3月31日の山江村ビーチボールバレー部総会を皮切りに、4月1日、婦人会総会、4月8日、青年団総会と続き、5月25日の山江村商工会総会まで、都合、村内12団体の総会に出席をさせていただきました。各団体とも、しっかりとした自主的・積極的な活動を活発に展開されており、まさに住民自らの力で住民自治の村づくりが進んでいることをたいへん嬉しく感じました。中に、総会での議長を会長が務めておられるところも一部ありましたが、議長の選出方法については、会長など役員ではなく、参加した会員の中から議長を選任されるほうが良いのではないかと感じました。また、理事長が提案されている議案について、副理事長が質問をされる団体もありましたが、総会の議案については事前の役員会で十分な話し合いをされるべきではないかと思いました。長年、会長として会の発展に尽くしてこられた方が退任され、役員交代が行われた団体もありましたが、退任された方の長年のご尽力とご労苦に対しましては、心より感謝と尊敬の念を捧げたいと思います。ありがとうございました。各団体とも、会長、理事長のご指導のもと、

役員、会員がさらに協力し合って、より良い活動を継続してくださることをお願いいたします。

次に、期間中6回開催した議会全員協議会や特別委員会での話し合いの中から1点だけをご報告申し上げます。山江村議会では議会の活性化に取り組んでおりますが、その一環として村民の皆さまとの話し合いの機会を増やしたいと思っております。村内のどの地域でも、またどの団体でも、要望があれば私たちが出向いて皆さん方との意見交換会を開かせていただきたいと思います。希望される地域や団体は、その旨を議会事務局までお知らせください。お願いいたします。

次に、3月議会以降に受け付けた陳情書、要望書、3件についてご報告申し上げます。これについては、6月5日の議会運営委員会にて検討し、次のように決定しております。まず、4月10日に人吉・球磨建築設計事務所協会から、山江村より発注される建築事業に関する設計監理業務を人吉・球磨建築設計事務所協会の会員に委託する要望書が届いております。この件については、設計監理業務など、その他の公共事業を含め、できるだけ地元業者へ発注するという点には異論はありませんでしたが、管内には人吉・球磨設計事務所協会の会員以外にも建築設計事務所を構えておられる業者も多く、協会の会員だけを特別扱いすることは無理であろうと、この要望書については議長預かり、資料を議員配付となりました。

また、5月17日に熊本県建築労働組合人吉支部山江分会から、消費税率引き上げ等に断固反対する意見書を求める陳情書が届いております。その要旨は、1、消費税の税率を引き上げないこと、2、消費税の納税義務者に対する免税点1,000万円の廃止、引き下げを行わないことの2点でした。陳情書の中にも、生活費には税金をかけるべきではない、能力に応じた税制が世界の原則等の提案もあり、理解できる点もありましたが、消費税の税率の引き上げそのものについては、今まさに国会で白熱した審議が進行中です。もちろん引き上げの前に、国も県も山江村も、無駄を省く徹底的な行財政改革が必要なことは当然ですが、万が一、引き上げる場合に最も重要なことは、消費税が所得の少ない人により負担がかかるという逆進性をいかにして緩和するのか、所得の少ない方や年金額の少ない方をどのように救済するか、憲法25条が保障する国民の生きる権利をどのようにして守るのかという点が重要だと考えます。このような経緯で、消費税引き上げ反対の陳情書につきましても、議会運営委員会において議長預かり、資料を議員配付と決定していただきました。私たちが納める税金のあり方につきましては、引き続き調査研究をしなければならない重要な課題の一つです。

残り1件の陳情につきましては、後刻、本議会に提案しますので、議員各位の慎重な審議をお願いいたします。

地方分権改革、地域主権改革が少しずつゆっくりと着実に進行中です。これまで全国一律の基準があった公の施設の設置基準などは、自治体が独自に条例で決められるようになりました。国とは違う基準を設けるということは、執行部と議会がその責任を負うということで、山江村にふさわしい独自の基準を考え、自ら治める、自治の力を高めていくことが重要な時代となってきたと思います。

先ほども触れましたが、消費税の税率の引き上げについては、国会での審議を新聞、テレビ等で詳しく報道していますので、私たちはニュースをよく注意して見聞きし、どの政党が弱い立場の方、所得の少ない方の救済に熱心なのか、そして日本の将来像を明確に示しているのか、よく見極めて判断をする必要があります。「あなたが政治に無関心でも、政治はあなたを離さない」との格言もありますので、どうぞ皆様方の声を山江村議会へ届けていただきますようお願いしまして、諸般の報告と開会のあいさつといたします。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。

平成24年第3回山江村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、農繁期等でたいへんご多用の中、全員ご出席いただき、ここに開催できますことを心から感謝を申し上げます。また、議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

私たち九州北部地域も梅雨入りをいたしました。農家の皆さまには、一時水不足も考えられましたが、適度な雨は田植え、農作業が一気に進むものと思い、今後、集中豪雨や台風など、大きな災害が発生しないことを願いながら、防災体制の備えに万全を尽くしてまいりたいと考えております。

今、国会では、消費税の増税を柱とした税と社会保障の一体改革法案など、関連法案の協議が行われていますが、結果次第では政局の混乱はますます深まり、衆議院議員解散など、波乱含みの様相を呈しております。国の将来を考え、大局に立ち、国民目線の政治を強く望むものでございます。

それから、議場に今回から映像システムの設置ができました。ご覧いただきますように、以前は前のほうに大きなカメラがありましたが、今コンパクトに議長の後ろと議員の皆さまの後ろのほうに設置されております。議員の皆さま、執行部とも、開かれた議会の模様が、さらに村民の皆さまへ広く情報が提供できるのではないかと考えております。

それから、先ほど議長からご案内がありましたとおり、今議会から試行的に省エネルギー、環境に配慮したクールビズを、議会の皆さま、ご検討いただき、このよ

うに実施させていただきますことを心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、平成24年3月16日以降の諸般の報告をさせていただきます。

3月18日、山江村土地改良区総代会が行われております。

3月22日、老人クラブゲートボール大会が中央グラウンドで、川辺川土地改良区総代会があさぎり町で行われております。

3月24日、山田小学校卒業式、厳粛な中にも新しい希望をもった旅立ちでございました。

3月27日、広域行政組合の議会が開かれております。

同じく、たばこひまわり支部大会、これは相良村と山江村のたばこを作っておられる方のお集まりでございます。

3月28日、県の町村会の定期総会が熊本市で行われております。

3月29日、臨時議会でございます。

4月1日、章鹿倉保育園の入園式、山江村婦人会の総会、4月2日、職員の辞令交付式を行っております。

4月5日、議会全員協議会が開催され、村有林の視察ということで、村有林の現状をつぶさに見ていただいたところでございます。

4月6日、交通安全運動早朝タッチ運動、4月7日、JA下球磨女性部報告会、万江保育園の入園式が行われております。

4月8日、球磨郡の婦人会の総会が多良木町、4月10日、山田小学校と山江中学校の入学式が行われ、それぞれ希望に燃えた素晴らしい入学式でございました。

同じく、10日には、議会の全員協議会が開かれております。

4月11日、納税組合の総会、各区で納税組合がつくられておりますが、納税組合長さんのお集まりいただいたの総会でございました。

4月13日、広域行政組合の理事会、同じく定例町村長会議が開かれております。

4月15日、山江村つつじまつり、ツツジは2分咲き程度でございましたけれども、多くの村内外からのお客さまで賑わったところでございます。

4月16日、JA青壮年部総会、機械利用組合の総会が行われております。

4月17日、財産審議会、4月19日、国営川辺川地区行政連絡会議を開催しております。

4月20日、議会全員協議会の開催、4月27日、戦没者慰霊祭が高寺院で開催されております。

同じく、交通安全協会の総会がほたるで開催されております。

4月24日、グラウンドゴルフ協会の総会、同じく、サービスエリアを活用した事業創造プロジェクト会議を開催しております。

4月25日、消防団の幹部会が開催されております。

26日、文化協会の総会、4月29日には尾寄崎地区において、ヤマメ釣り大会が行われ、早朝から多くの釣りファンで賑わったところでございます。

4月30日が大王神社の総代会でございました。

5月1日、公民分館長、体育部長、体育指導委員の合同会議、5月2日、サービスエリア隣接の村有地に施設の賃貸をし、鷹乃産業が企業進出してもらいます。その土地賃貸についての契約の締結を行っております。

同じく、農業再生協議会総会、農業推進協議会の総会が行われております。

同じく、商工会の青年部総会も開催されております。

5月5日、村P連の総会、5月7日、広域消防の議会が消防署で行われております。

同じく、人吉地区交通安全協会の総会が人吉市で開催されております。

5月8日、球磨郡の身体障がい者協議会の総会があさぎり町で開催されております。

同じく、定例の町村長会議が水上村、今回の町村長会から各球磨郡9町村を持ち回りで、その町村の特徴ある地域おこしの実態を研修しようということで、持ち回りでございます。今回は、今度の次は湯前町というふうになっております。

5月9日、郡の公有林経営協議会の総会が行われております。

5月11日、球磨振興局土木部に要望しております。このことにつきましては、議会の皆さま方と一緒に山田川の土砂の堆積、合戦峰の橋梁の洗掘等がありましたから、土木部の課長、部長に要望をしまりました。やはり現状で相当たまっていきますから、集中豪雨等があったときは田畑、あるいは住宅災害等もあるから、ぜひ県のほうで早急なる対策をお願いしたいと要望したところでございます。今後につきましては、また議会の皆さまのお力をお借りして、県へ積極的な要望をお願いしたいと思っております。

同じく11日、シルバー人材センターの総会が行われております。

5月13日、山江中学校の運動会、1年生は4月に入学して間もなく、3年生は最後の運動会でございましたが、山江健児たくましい、素晴らしい運動会を展開してくれました。

同じく13日、畜霊祭と肉用牛振興会の総会が行われております。

5月15日、16日にかけて、全国森林環境税連盟の総会、全国治水砂防協会の総会で上京してまいりました。

5月17日、こんにちは赤ちゃん祝金支給第1号ということで、支給を行っております。

5月17日、同じく議会の全員協議会、また同じ日に小規模多機能型施設「黎明館」の落成式に議員の皆さま方もご出席をいただいたところでございます。

同じく、その日に、区長、区長代理の合同会議を開催しております。

5月18日、郡体育協会の総会、5月19日、村体育協会の総会、5月20日、自衛隊父兄会の総会が行われております。

5月22日、いよいよ郡民体育祭、本年度始まりました。ゲートボール大会があさぎり町で行われております。男子が2位という結果を修めております。

5月24日、地域の伝統文化助成金贈呈式ということで、東浦の臼太鼓踊りが非常に地域の活性化、後継者育成、伝統文化の伝承にがんばっているということで、熊本県で一つだけ助成金をいただきました。これは明治安田生命が財団法人をつくった文化財の団体の中から、法人から助成をいただくわけですが、55万円、東浦臼太鼓への助成金が交付されたところでございます。

同じく25日、山江村商工会の総会がほたるで行われております。

5月26日、JA球磨、田植え交流会、これは体験交流会ということで、温泉センター前の松本聖司さんの田んぼをお借りしての体験交流田植えが行われております。

5月27日、山田小学校運動会、同じく熊本丸岡会が交通センター、熊本市で開催されております。ふるさとは遠きにありて想うもの、現況、ふるさとのいろんな話等をされて、酒間の中に花を咲かせていただきました。

同じく27日、人吉別院大遠忌法要、これは親鸞聖人750回忌、50年が遠忌といいますが、これが15回続いていると。その記念をして別院の社務所、職員住宅等の工事に入るというようなことでご案内がありました。人吉市長と私、特に山江村は山田伝助公という地主をされた里でございますから、また一番門徒が山江村は多いということから、ぜひお出でいただいて、ごあいさつを願いたいということでございましたから、出席をさせていただいております。

5月28日、広域消防の協議会が水俣市で行われております。これは広域消防に関わる協議でございました。

5月30日から6月1日まで、東日本大震災の被災地を球磨郡町村会で視察してまいりました。このことにつきましては、後ほどの行政報告で報告させていただきます。

6月4日、身体障がい者の総会、6月5日、議会運営委員会が開催されております。

6月6日、村の防災会議、これから梅雨時期、また災害発生時期を迎えましたので、これについての防災対策会議を開催したところでございます。

6月8日、郡民体育祭、グラウンドゴルフがあさぎり町で行われております。

同じく、球磨農業活性化協議会の総会、郡の社会福祉協議会の総会、町村長の定例町村長会が行われております。

6月10日、手石方正導氏、田中秀典氏の叙勲祝賀会があさぎり町で行われております。これは、長年、日本の平和と安全を守るために、自衛隊に長年勤務され、非常に活躍、ご尽力、功績があったということから、叙勲がされたところであります。その叙勲の中に2人、山江村からいらっしゃいましたから、お祝いを申し上げたところでございます。

6月12日、子牛品評会をしております。

以上が諸般の報告でございます。

続きまして、若干の行政報告をさせていただきます。

東日本大震災の発生から1年と3カ月が経ちました。球磨郡町村会では、被災地の視察に出向いてまいりました。視察地は、東松島市と南三陸町、そして仙台市の「みんなの家」であります。被災地は確実に復興へと歩みはじめていますが、今、がれき処理が至るところで急ピッチで行われています。これから本格的な住宅移転、産業施設、港湾、岸壁など、まちづくりが始まりますが、復興への道のりはまだまだ大変な厳しさと困難が待ち構えている現実を痛感したところでございます。今、復興へ取り組む中で壁に突き当たっているのが、各種の制度設計上の法の壁だそうであります。新しい高台への住宅移転を計画しても、埋蔵文化財の指定、保安林の指定、農振法がかぶり、なかなか思うように進まない。1年にかかる。災害復旧の場合、原則、現形復旧が基本であるところの制度設計の困難さなど、大災害発生から復旧までの過程の規制緩和措置など、超法規的な措置ができないと自治体では何もできず、現場の自治体はたまったものではないと、首長さん嘆いておられました。視察を通し、これまでの村の防災対策のあり方、初動対応、危機管理など、さまざまなことを考えさせられました。その中で過去の対策と想定、防災備えに関する考え方を大きく見直し、震災の教訓を踏まえ、新たな防災体制の確立と必要性を再認識したところでございます。

次に、各区の公民館の介護予防拠点づくりに伴う施設整備であります。これはこれからの高齢化社会への対応、地域住民の団らんなどのよりどころ、地域づくり、健康づくりの拠点として、県の介護予防拠点施設整備事業、100%補助を受けて、村内16区の全公民館の施設整備を行い、地域と行政が連携して、介護予防事業を行っていくものであります。1区当たり200万円を上限として、総額、実績

で3,120万円、区長さんを中心に地域でどのようなことをするのか決めていただき、全公民館整備が終了いたしました。整備の内容は、玄関の段差解消、スロープと手すりの設置、トイレの和式から洋式への改善、調理場の改修、照明工事、エアコンの設置、各公民館さまざまであります。今後は介護予防健康づくり事業の展開をそれぞれの公民館で行っていただくわけですが、筋力トレーニング、栄養教室、料理教室、世代間交流、レクリエーション、講座・講演会など、すでに事業実施への取り組みが各公民館で始まっているところでございます。この公民館の整備により、村民の皆さまの健康づくりがより一層図られることを期待するものでございます。また、黎明館を改修し、地域密着型サービス小規模多機能ホーム「黎明館」が新たに落成し、運営がスタートしました。これは高齢化を見据え、増え続けている要介護者の方々や、そのご家族の介護負担を少しでも軽減できるように、また介護のよりどころとして、外山病院、社会福祉法人寿栄会様が運営していただくものであります。山江村民しか利用できない施設であり、地域に馴染んだ施設として、より良い介護サービスを提供していただきますので、村民の皆さまのご利用をお願いするものでございます。

それから、サービスエリア隣接の村有地施設の賃貸による企業の進出であります。企業名は株式会社協栄精密関連会社の鷹乃産業有限会社であります。業種はエレクトロニクス事業、デジタルプリント事業、キノコの加工販売事業を行っている会社であります。本村では施設を使ってキノコの生産と販売事業を行います。事業コンセプトとして、生きクラゲ出荷、1週間300キロ、月1,500キロ、3倍以上の販売要求に対応するため、現状以上の顧客確保に増産が必要なため、現在の既存の工場栽培ではスペースが不足しているため、このような理由で本村の施設を賃貸するものであります。すでに関東・関西の飲食店や、高級食材取扱スーパーへの展開を実施中でありまして、需要、お客さまに対して30%しか栽培、出荷量が対応できていない現状の中で、第一次産業の活性化につながる企業として大いに期待をしているところでございます。雇用については、高齢者を中心に6名程度採用したいとのことであります。

次に、本村は長崎県対馬市との海山交流宣言をしています。ボンネットバス海をわたるイベント交流等を行ってまいりましたが、課題もあり、対馬市から担当課の方がお見えし、交流の停止の話もありました。しかし、せっかく海山交流宣言をしているわけですから、私のほうから継続交流をお願いし、交流が長く続く事業内容へと見直しを図らせていただき、本年度は第1回海山交流少年の船事業を計画、スタートさせることといたしました。目的は、海に囲まれている対馬市での体験学習、歴史的文化と史跡見聞、対馬の児童との交流を通して、規律ある共同生活、自

主性と連帯、児童の健全育成を図るものであります。期日は、平成24年7月27日から29日までの3日間、夏休みを利用いたします。募集人数は、小学校の5年、6年生、今のところ15名程度を予定しております。交流をいたします相手小学校は対馬市小綱小学校、体験内容は国境の町、歴史的文化の足跡、海水浴、キャンプ、竹のお椀づくりなど、見聞を広める計画をしています。今後は、海の幸豊かな対馬市と、山の幸豊かな山江村が、それぞれ特徴を出し合い、相互に海山の交流を一層深め、お互いの情報交流等によって、地域の発展と児童の健全育成を図ってまいりたいと考えています。

今議会で提案いたします議案は、報告2件、承認10件、議案8件、合計20件であります。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしく願いいたします。

○議長（松本佳久君） これで、村長の行政報告は終わりました。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の議員、6番議員、秋丸安弘君より報告をお願いします。秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。平成24年第2回人吉球磨広域行政組合臨時会の報告をいたします。

平成24年5月29日開催、平成24年第2回人吉球磨行政組合議会臨時会が5月29日、午前10時より、人吉カルチャーパレス第2会議室において開催されました。

まず第1に、議席の指定でございますが、球磨村選出議員の辞職及びあさぎり町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出されました議員の議席を球磨村選出議員の愛甲泰治議員を24番に、あさぎり町選出の徳永正道議員を26番に、豊永喜一議員を27番、皆越てる子議員を28番、溝口峰男議員を29番に指定され、併せて組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会に5名全員を指名したわけでございます。

日程第2、会議録署名議員は、犬童利夫議員と松岡隼人議員でございます。

日程3、会期の決定は、本日1日限りと決定しました。

日程4、組合の共同処理する事務に関する特別委員会委員長の互選が行われ、あさぎり町町議会議員の改選により欠員になっておりました委員長に29番の溝口峰男議員が選出されました。

続いて、議会運営委員の選任が行われまして、同じくあさぎり町町議会議員の改選により欠員になっておりました上球磨地区の委員の補充がありまして、28番皆

越てる子議員が選任されました。

日程6、議案第10号、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について、議案第11号、計装設備の製造請負委託契約の締結について、これにつきましては2億4,066万円で継続でございます。

一応、報告を終わります。

それと、その後、全員協議会が開かれまして、事務局移転についてと災害がれきの広域処理について、平成24年度企画課の組織変更について、それと相良三十三観音めぐりウォーキング大会について協議会が行われました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の議員の5番議員、田原龍太郎君より報告をお願いします。田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。報告いたします。

平成24年5月、第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、5月7日、午後2時より、人吉下球磨消防組合会議場にて開催されましたので報告いたします。

議事日程、日程第1、議員会議録署名議員の指名、4番議員、山江村、田原、5番議員、球磨村、田代利一議員。

日程第2、会期の日程、5月7日、1日とします。

日程第3、報告第1号、平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費、繰越計算書について、これは消防、防災、通信施設基盤整備事業の2億7,757万円が繰越分として。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）、217万2,000円を追加し、1億7,174万6,000円とする。

日程第5、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、これは第4条の熊本市健軍2丁目に東区を追加し、熊本市東区健軍2丁目とする。

日程第6、議案第2号、人吉下球磨消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、これは第2条の職員定数を105名から109名とする。

以上が承認、可決されました。報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部組合議会の報告は終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（松本佳久君） ただいまから、平成24年第3回山江村議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、1番議員、西孝恒君、2番議員、谷口予志之君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、6月5日、議会運営委員会が開かれ、会期日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

4番議員、岩山正義君。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。平成24年第3回山江村議会定例会につきまして、去る6月5日、午前10時から議会委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、本会議全般について協議をいたしております。日程につきまして決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期日程につきましては、本日13日に開会、提案理由の説明、終了後、議案審議。2日目、14日は、一般質問、終了後、現地調査。3日目、15日は、質疑、討論、表決を行い、閉会とする3日間の日程を決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第3号 平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、報告第3号、平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 報告第3号、平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告について。

平成23年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算にかかる繰越明許費を別紙のとおり報告する。

平成24年6月13日提出、山江村長、横谷巡。

提案理由でございますが、繰越明許費については地方自治法施行令の規定に基づき報告する必要があるため提案するものでございます。

開けていただきまして、平成23年度の繰越明許費、繰越計算書、一般会計分でございます。土木費、災害復旧でございます、事業名が道路維持補修事業から林道坂本山江線災害復旧事業まで計10件、繰越額1億2,365万4,000円の繰越明許費を報告するものでございます。

よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第4 報告第4号 平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、報告第4号、平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 報告第4号、平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告について。

平成23年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村特別会計介護保険事業予算にかかる繰越明許費を別紙のとおり報告する。平成24年6月13日提出でございます。

提案理由は、繰越明許費については地方自治法施行令の規定に基づき報告する必要があるため提案するものでございます。

お開けいただきまして、平成23年度山江村繰越明許費、繰越計算書特別会計介護保険事業、これは県の補助金でございます、介護基盤緊急整備特別対策事業、いわゆる黎明館の改修事業に対する補助金でございます。繰越額3,000万円、この繰越明許費の報告をするものでございます。

-----○-----

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。平成24年6月13日提出でございます。

提案理由につきましては、地方揮発油譲与税交付の決定が平成24年3月末日になされたため、平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）を専決処分したものでございます。

開けていただきまして、専第1号、3月30日付けをもって専決処分書を写しました写しでございます。

次に、予算書でございます。専第1号、平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）。平成23年度山江村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,855万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,625万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決。

このことにつきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて。

1 ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、款、項、補正額の順に説明申し上げます。1 村税、1 村民税287万7,000円を追加するものです。2 固定資産税244万6,000円の追加でございます。4 市町村たばこ税15万1,000円を減額するものです。5 入湯税1万2,000円を減額するものです。村民税に516万円を追加するものでございます。2 地方譲与税、1 地方揮発油譲与税335万7,000円を追加するものでございます。確定分です。自動車重量譲与税247万7,000円の追加です。同じく確定です。地方譲与税に583万4,000円を追加するものでございます。4 配当割交付金、1 配当割交付金10万2,000円の追加でございます。5 株式等譲渡所得割交付金、1 株式等譲渡割交付金3万3,000円の追加でございます。8 地方交付税、1 地方交付税575万9,000円を追加するものでございまして、東日本大震災特例交付金でございます。9 交通安全対策特別交付金、1 交通安全対策特別交付金33万円の追加でございます。10 地方消費税交付金、1 地方消費税交付金664万4,000円の追加でございます。11 分担金及び負担金、2 負担金166万4,000円を追加でございます。12 使用料及び手数料、1 使用料5万8,000円の減額、2 手数料5万1,000円の追

加で、使用料及び手数料に7,000円の減額でございます。

2ページをお願いします。

13国庫支出金、1国庫負担金382万7,000円の減額でございます。保育園運営費260万円減額ほかでございます。2国庫補助金39万1,000円の減額でございます。放課後児童健全育成補助金27万2,000円の減ほかでございます。3国庫委託金46万1,000円の追加でございます。国民年金事務費24万6,000円ほかでございます。国庫支出金375万7,000円を減額するものでございます。14県支出金、1県負担金291万円の減額でございます。保育園運営費246万1,000円の減額ほかでございます。2県補助金39万7,000円を追加するものでございまして、介護補助金、減額の80万円、鳥獣害補助金181万3,000円の追加ほかでございます。3県委託金70万円の減額でございます。県税徴収委託金7万3,000円の追加、県知事選挙委託金75万9,000円の減額でございます。4交付金1,000円の減額でございます。県支出金に321万4,000円を減額するものでございます。19諸収入、延滞金加算金及び過料8万円の追加でございます。受託事業収入7万8,000円の減額でございます。これは後期高齢者医療連合の収入7万8,000円の減額でございます。補正前の額30億3,770万4,000円に1,855万円を追加しまして、30億5,625万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

款、項、補正額を説明いたします。1議会費、議会費60万円の減額でございます。これは議員の報酬で45万円ほかでございます。2総務費、1総務管理費202万1,000円の減額でございます。一般管理費157万1,000円ほかでございます。2徴税費68万円の減額でございます。還付金30万円ほかでございます。4選挙費79万4,000円の減額でございます。県知事選挙費の減額です。総務費349万5,000円を減額するものでございます。3民生費、1社会福祉費481万4,000円の減額でございます。障害者福祉費227万9,000円、高齢者支援事業費156万円の減額ほかでございます。2児童福祉費943万円の減額でございます。保育所費903万円の減ほかでございます。災害救助費20万円の減額でございます。民生費に1,444万4,000円を減額するものでございます。4衛生費、1保健衛生費686万8,000円の減額でございます。予防接種委託料183万円の減額、すこやか子ども医療費助成349万8,000円の減額でございます。5農林水産業費、1農業費123万5,000円の減額でございます。小さな産業づくり交付金90万円ほかでございます。林業費83万7,000円の減額でございます。有害鳥獣捕獲補助金71万円の減額ほか

かでございます。農林水産業費に207万2,000円の減額でございます。7土木費、1道路橋梁費65万5,000円の減額でございます。9教育費、1教育総務費38万9,000円の減額、2小学校費136万8,000円の減額、光熱水費68万1,000円ほかでございます。中学校費59万8,000円、委託料40万円ほかでございます。4社会教育費307万6,000円の減額でございます、公民館費の145万5,000円、歴史資料館費107万3,000円ほかでございます。5保健体育費105万6,000円の減額でございます、保健体育総務費の90万3,000円、大会費の60万3,000円の減額でございます。教育費から693万7,000円を減額するものでございます。10災害復旧費27万2,000円の減額でございます。予備費5,389万3,000円の追加でございます。

4ページをお願いいたします。

補正前の額30億3,770万4,000円に、補正額1,855万円を追加しまして、30億5,625万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出でございます。

提案理由につきましては、財政調整交付金の決定が平成24年3月末日になされたため、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を専決処分したものでございます。

お開けいただきまして、専第2号、24年3月30日付けもって専決処分をしました写しでございます。

次に、予算書でございます。専第2号、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。平成23年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779万

9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,818万9,000円とする。2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 専第2号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。款3国庫支出金、1国庫負担金の療養給付費負担金510万2,000円を追加し、過年度分1,000円を減額するものでございます。2国庫補助金の普通調整交付金93万円を追加するものでございます。いずれも交付決定額によるものでございます。

款4療養給付費交付金、1療養給付費交付金、退職被保険者等分220万8,000円を追加し、過年度分1,000円を減額するものでございます。交付決定額によるものでございます。

6県支出金、2県補助金、これは財政調整交付金でございまして、155万2,000円を減額するものでございます。交付決定額によるものでございます。

款7共同事業交付金、高額医療共同事業交付金89万2,000円を追加するもので、交付決定額によるものでございます。

款9繰入金、1他会計繰入金、事務費繰入金1,000円を減額するものでございます。

款10繰越金、療養給付費交付金繰越金1,000円を減額するものでございます。

款11諸収入、1延滞金加算金及び過料40万7,000円を追加するものでございます。2雑入4,000円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額5億3,039万円に779万9,000円を追加し、5億3,818万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款1総務費、5医療費適正化特別対策事業費の印刷費10万5,000円を減額するものでございます。

款2保険給付費、1療養諸費の一般被保険者療養費18万6,000円を減額するものでございます。2高額療養費の退職被保険者等高額療養費25万7,000円を減額するものでございます。

款3後期高齢者支援金から款6の介護納付金までは、財源内訳の変更でございま

す。

款7共同事業拠出金、高額医療共同事業交付金10万7,000円を減額するものでございます。

款8保健事業費、1特定健康審査等事業費の特定健康審査委託料15万円を減額するものでございます。

款12予備費860万4,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額5億3,039万円に779万9,000円を追加し、5億3,818万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時間を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

-----○-----

日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出でございます。

提案理由でございますが、簡易水道事業負担金及び使用料の額が決定したため、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を専決処分したものでございます。

お開けいただきまして、専第3号、3月30日をもって専決処分した写しでございます。

次に、予算書でございます。

専第3号、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）。平成23年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,696万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第3号について説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、歳入の主なものは、水道使用料及び国庫補助金の実績額による減額であります。

歳入合計、補正前の額2億9,753万6,000円から57万円を減額し、2億9,696万6,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

歳出、歳出の補正額の主なものは、1 公債費、起債償還、利息確定などに伴う233万円の減額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額2億9,753万6,000円から57万円を減額し、2億9,696万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出でございます。

提案理由でございますが、農業集落排水事業負担金及び使用料の額が決定したた

め、平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を専決処分したものでございます。

お開けいただきまして、専第4号、3月30日付をもって専決処分した写しでございます。

予算書でございます。

専第4号、平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。平成23年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,679万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決であります。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第4号について説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、歳入の主なものは、使用料等の収入実績額による190万円の増額でございます。

歳入合計、補正前の額1億6,449万2,000円に230万円を追加し、1億6,679万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出、歳出の補正額の主なものは、2農業集落排水施設管理費の工事請負費、光熱水費など、174万4,000円ほかの減額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額1億6,449万2,000円に230万円を追加し、1億6,679万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出。

提案理由でございますが、介護給付費の決定が平成24年3月末日になされたため、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を専決処分したものであります。

お開けいただきまして、3月30日付けをもって専決処分した写しでございます。

次に、予算書でございますが、専第5号、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）。平成23年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,196万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,903万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、専第5号についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款1保険料、1介護保険料1,693万9,000円を減額するものでございます。内容につきましては、特別徴収保険料654万1,000円の減額、普通徴収保険料1,039万8,000円の減額でございます。

款3国庫支出金、1国庫負担金の介護給付費負担金1,176万8,000円を減額するものでございます。2国庫補助金の地域支援事業交付金125万2,000円を減額するものでございます。いずれも交付決定額によるものでございます。

款4支払基金交付金、1支払基金交付金1,125万6,000円を減額するものでございます。交付決定額によるものでございます。

款5県支出金、2県補助金、地域支援事業交付金62万円を減額するものでございます。交付決定額によるものでございます。

款9諸収入、雑入12万7,000円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額4億8,099万9,000円から4,196万2,000円

を減額し、4億3,903万7,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款1総務費、3介護認定審査会費54万2,000円を減額するものでございます。内容につきましては、調査員の賃金12万4,000円の減額と、主治医意見書手数料41万8,000円の減額でございます。

款2保険料、1介護サービス等諸費3,259万5,000円を減額するものでございます。これは居宅介護サービス給付費2,184万4,000円の減額、施設介護費784万4,000円の減額、地域密着型介護290万7,000円の減額でございます。2介護予防サービス等諸費430万5,000円を減額するものでございます。4高額介護サービス等費90万円を減額するものでございます。5特定入所者介護サービス等費75万7,000円を減額するものでございます。

款4地域支援事業費、1介護予防事業費31万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、介護予防特定高齢者13万9,000円の減額、一般高齢者分17万4,000円の減額でございます。2包括的支援事業、任意事業費92万1,000円の減額でございます。

款8予備費162万9,000円を減額とするものでございます。

歳出合計、補正前の額4億8,099万9,000円から4,196万2,000円を減額とし、4億3,903万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第10 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算 (第2号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

平成24年6月13日提出でございます。

提案理由でございますが、後期高齢者医療保険料の額が決定したため、平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を専決処分したものでございます。

お開けいただきまして、専第6号、3月30日付けをもちまして専決処分した写

してございます。

次に、予算書でございますが、専第6号、平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）。平成23年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,098万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決でございます。

健康福祉課長から、内容については説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 専第6号についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料、1後期高齢者医療保険料104万3,000円を減額とするものでございます。内容については、特別徴収20万6,000円の減額、普通徴収83万7,000円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、督促手数料3,000円の減額でございます。

款3繰入金、一般会計繰入金61万4,000円を減額とするものでございます。

歳入合計、補正前の額3,264万3,000円から166万円を減額し、3,098万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金158万5,000円を減額とするものでございます。内容については、被保険者保険料負担金97万2,000円の減額、基盤安定負担金61万3,000円の減額でございます。

款4予備費7万5,000円を減額とするものでございます。

歳出合計、補正前の額3,264万3,000円から166万円を減額し、3,098万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
（第5号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出であります。

提案理由、配線移設工事が完了したため、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）を専決処分したものであります。

お開けいただきまして、専第7号、3月30日付けをもって専決処分した写しでございます。

予算書でございますが、専第7号、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）。平成23年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、専第7号につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、既定の額でございますので、3,884万6,000円でございます。

2ページをお開きください。

歳出、款、項、補正額についてご説明申し上げます。ケーブルテレビ事業費365万円を減額するものでございます。予備費365万円を追加するものでございます。既定の額でございますので、合計は3,884万6,000円でございます。

以上です。

-----○-----

日程第12 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算
(第3号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、承認第8号、専決処分事項の承認を求める

ことについて、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

平成24年6月13日提出。

提案理由でございますが、工業用地の施設修繕工事が完了したため、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）を専決処分したものでございます。

お開けいただいて、専第8号、3月30日付けをもちまして専決処分した写しでございます。

次に、予算書でございますが、専第8号、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）。平成23年度山江村の特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決でございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、専第8号についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、既定の額でございますので、1,044万4,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出、款、項、補正額について説明申し上げます。1工業団造成事業費170万円を減額しまして、2予備費に170万円を追加するものでございます。既定の額でございますので、1,044万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第13 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて

（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を

求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出であります。

提案理由でございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、山江村税条例の一部を改正する必要があるので専決処分したものでございます。

開けていただきまして、専第9号、3月30日付けをもって専決処分した写しでございます。

山江村税条例の一部を改正する条例でございますが、このことにつきましては東日本大震災による被災者に関する対応するものの条例改正でございます。今回の改正は、第36条の2が住民税の申告に関するもの、第54条以降につきましては固定資産税に関する改正であります。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございまして、第36条の2第1項の但し書きにつきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第14 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成24年6月13日提出であります。

提案理由でございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので専決処分したものでございます。

お開けいただきまして、専第10号、3月31日付けをもって専決処分した写しでございます。

次のページでございますが、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、このことにつきましても東日本大震災被災者に対応する条例の改正でございます。

今回の改正につきましては、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合、被災した被災居住用財産を譲渡した場合の特例譲渡期限を延長するため改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第15 議案第30号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第30号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第30号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別案のとおり制定するものとする。

平成24年6月13日提出でございます。

提案理由、山江村課設置条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

お開けいただきまして、関係条例の整理に関する件ですけれども、まず山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正、第2条、山江村地域農政特別対策事業協議会の設置条例、第3条、山江村分収造林運営協議会設置条例、それぞれ産業情報課を産業振興課に改めると。中には以前の経済課等の名前もまだ課が残っていましたから、今回、整理に関する条例を提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第16 議案第31号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第31号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第31号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村印鑑条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。

平成24年6月13日提出でございます。

提案理由、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

お開けいただきまして、山江村印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、このことにつきましては住民基本台帳法の一部を改正する法律、また改正入管法が平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日から施行されることに伴い、外国人登録法が廃止となり、また外国人を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、本条例第2条、第5条、第12条についての従前の外国人登録にかかる条文の改正を行うものであります。

本条例第13条は、印鑑登録証明にかかる改正であり、第1項中、印影の写しとして印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って、磁気テープに記録したものにかかるプリンターからの打ち出しを含むこととするものでございます。

同条第2項は、印鑑登録証明書の作成についての改正であり、従来、複写等により作成していたものを電子計算組織から出力し、作成することなどの改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、条例の一部を変更する条例の新旧対照表を付けさせていただきます。

-----○-----

日程第17 議案第32号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第32号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第32号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。

平成24年6月13日提出。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものでございます。

お開けいただきまして、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日から施行されることに伴い、外国人登録法が廃止され、外国人を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、外国人登録にかかる本条例第2条関

係、別表中 8 の項を削るものであります。

なお、詳細につきましては、条例の一部を改正する条例の新旧対照表を付けさせていただきますので、ご覧いただければと思います。

-----○-----

日程第 18 議案第 33 号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 18、議案第 33 号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 33 号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について。

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。

平成 24 年 6 月 13 日提出。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合格約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

お開けいただきまして、規約の一部変更でございますが、これは事務組合の所在地であります熊本市が平成 24 年 4 月 1 日の政令指定都市に移行し、新たな行政区が設置されたことに伴う事務所の所在地を変更する規約の変更でございます。地方自治法第 290 条の規定により、同文議決をお願いするものでございます。

「熊本市」の次に「東区」を加えるもので、規約の一部を変更する新旧対照表を添付をしておるところでございます。

-----○-----

日程第 19 議案第 34 号 熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 19、議案第 34 号、熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 34 号、熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更について。

地方自治法第 291 条第 3 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部を次のとおり変更する。

平成 24 年 6 月 13 日提出であります。

提案理由でございますが、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

お開けいただきまして、規約の一部を変更する規約でございますが、これは同連

合の所在地であります熊本市が平成24年4月1日、政令指定都市に移行しましたことにより、新たな行政区が設置されたことに伴う事務所の所在地名を変更する規約の変更でございます。県下の加入団体と同様に、地方自治法第291条の規定により同文議決をお願いするものでございます。

なお、具体的な規約変更につきましては、熊本市の次に東区を加えるものでございまして、詳細につきましては新旧対照表を付けさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

-----○-----

日程第20 議案第35号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第35号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第35号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）。

平成24年度山江村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,092万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,092万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出でございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」款、項、補正額の順に説明申し上げます。

1 3 国庫支出金、国庫負担金247万5,000円の減額でございますが、子ども手当4,811万6,000円の減額に伴い、児童手当4,564万1,000円でございます。2 国庫委託金72万円の追加でございまして、これにつきましてはコミュニティスクール導入の委託金でございます。1 4 県支出金、1 県負担金122万7,000円の追加でございまして、これにつきましても子ども手当、児童手当の変更分でございます。2 県補助金265万4,000円の追加でございます。地域を支え合う事業補助金500万円、森林の低コスト森林事業、減額の240万円ほかでございます。1 8 繰越金1,860万円を追加するものでございます。1 9

諸収入、10雑入19万6,000円の追加でございます。

補正前の額28億5,000万円に2,092万2,000円を追加しまして、28億7,092万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、総務費、1総務管理費100万円を追加するものでございます。エネルギー計画策定委託料でございます。3民生費、1社会福祉費831万円の追加でございます。青年婦人会館のトイレ新設に331万円、地域を支え合う体制づくり事業費に500万円の追加でございます。児童福祉費につきましては、子ども手当が児童手当に変わるものでございます。4衛生費、保健衛生費307万8,000円の追加でございますが、簡易水道特別会計に300万円の繰り出しでございます。5農林水産業費、農業費421万7,000円の追加でございますが、農業集落特別会計事業のほうに300万円、土地改良施設の改修負担金としまして105万7,000円でございます。2林業費15万5,000円の減額でございますが、先ほど歳入で申しました低コスト施策の事業が240万円の減額、地域材活用促進事業、これは120万円の追加でございます。6商工費1万円の追加でございます。7土木費、3住宅費87万円の追加でございます。電柱移転でございます。9教育費、1教育総務費96万9,000円の追加でございます。コミュニティスクール導入96万9,000円です。2小学校費128万7,000円の追加でございます。山田小学校のICT備品購入でございます。4社会教育費6万3,000円の追加でございます。5保健体育費12万円の追加でございます。体育協会のほうにバスケットボールが創設されましたので12万円の追加でございます。10災害復旧費、2農林水産業施設災害復旧費115万3,000円の追加でございます。

補正前の額28億5,000万円に2,092万2,000円を追加しまして、28億7,092万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第36号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）。

平成24年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、次に定める

ところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,100万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出でございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第36号について説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、6繰入金、一般会計からの繰入金300万円を追加するもの、7繰越金200万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額1億1,600万円に500万円を追加し、1億2,100万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

歳出、歳出の補正額の主なものは、2簡易水道施設整備費の委託料及び工事請負費によるもの、680万円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額1億1,600万円に500万円を追加し、1億2,100万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第22 議案第37号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第1号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

平成24年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,110万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第37号について説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入、4繰入金、一般会計からの繰入金300万円を追加するもの、5繰越金210万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額1億5,600万円に510万円を追加し、1億6,110万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

歳出、歳出の補正額の主なものは、2農業集落排水施設管理費の工事請負費によるもの、600万円を追加するものです。

歳出合計、補正前の額1億5,600万円に510万円を追加し、1億6,110万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第23 陳情第2号 学校図書館の蔵書整備・充実にに関する陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第23、陳情第2号、学校図書館の蔵書整備・充実にに関する陳情書を議題とします。お手元に配付しております陳情書写しのとおり、学校図書館の蔵書充実にに関する陳情書であります。

-----○-----

日程第24 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第119条の規定により、配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

-----○-----

○議長（松本佳久君） 以上で、本定例会に提案されます全議案の提案理由の説明が終わりました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時59分

第 2 号

6 月 1 4 日 (木)

平成24年第3回山江村議会6月定例会（第2号）

平成24年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君	2番 谷 口 予志之 君
3番 中 竹 耕一郎 君	4番 岩 山 正 義 君
5番 田 原 龍太郎 君	6番 秋 丸 安 弘 君
7番 原 先 利 且 君	8番 松 本 佳 久 君
9番 山 本 義 隆 君	10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	高 田 良 介 君	税 務 課 長	木 下 久 人 君
産 業 振 興 課 長	豊 永 知 満 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	中 山 久 男 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会	土 屋 一 喜 君
総 務 課 行 財 政 主 幹	山 口 明 君	事 務 局 長	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、3名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1番議員、西孝恒君より、1、住民の健康づくりについて。2、農業用水保全の課題について。3、本村の史跡や名勝等への歩道の現状及び不法投棄対策について。の通告が出ております。

西孝恒君の質問を許します。西孝恒君。

西孝恒君の一般質問

○1番（西 孝恒君） おはようございます。通告に従いまして、1番議員、西が一般質問を行います。

一般質問はまだ3回目で緊張いたしておりますが、どうかよろしくお願いいたします。また、不適切な発言がありましたときは、ご指摘のほどお願いいたします。

今月は環境月間ですが、東日本大震災の復興対策が急がれるなか、原発事故によるエネルギー対策の難しさなど未曾有の大震災は今なお試練を与えています。新しい日本への早い復興を皆様とともに願うところです。

では、質問の最初は、住民の健康づくりについて、次に農業用水保全の課題について、最後に本村の史跡や名勝等への歩道の現状及び不法投棄対策の3点について行います。

まず、住民の健康づくりについてですが、村の国保医療費の負担が年々増加の一途であり、一人平均の医療費もさらに上がっています。そしていよいよ国保基金も23年度でなくなり、今後大変厳しい財政運営を強いられるということです。その内容につきましては、資料をいただいておりますので、いかにそれが厳しいものであ

るか分かります。

執行部とされましても、その対策に大変なご苦勞をされておられることは十分感じるところです。財政対策も大事ですが、基本的には健康づくりに目を向けまして、資料の中にたっしゅか健康づくり総村民運動の計画がありますように、今こそ総村民の皆さん一人ひとりが自分の健康づくりについて考え、運動の方針に協力し、結束する時ではないかと思えます。

そこで、私も具体策の一つとして考えますのは、健康手帳のようなものの配付であります。その内容は、例えばですが、日常生活における生きがいや楽しみのある運動メニューや健康福祉関係サービス一覧、またこれまでの病気や健診の記録、服用している薬の名前やシールを貼るなどしておきますと、病院受診の時も活用できますし、何より自分の健康を守るための自分なりのカルテとして使えるのではないかと思います。

そのような手帳の配付により皆さんの生活習慣病予防の認識を高める効果もあるのではと思いますが、執行部のお考えをお願いします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。まず、本村の国民健康保険の運営状況についてご説明いたします、

山江村の国民健康保険は危機的状況です。チラシは先月開催をされました区長、区長代理合同会のおりにも現状を説明をいたしております。

さて、国民健康保険運営で大きく影響するのが医療費の動向でございます。平成20年度は3億7,600万円、平成21年度3億9,600万円、平成22年度は若干下がりまして3億7,600万円、そして23年度は4億3,200万円と大きく増加をいたしております。これに対して国保の被保険者数は平成20年度1,230人から徐々に減少をし、平成23年度は1,139人となっています。このことは一人当たりの医療費が高額となり、疾病の重症化傾向が現れています。

また、どのような病気で受診されているかを見ますと、第1位に高血圧性疾患、第2に糖尿病、次にその他の分泌等、脳梗塞と続いており、食生活などの生活習慣から引き起こす疾病が上位を占めています。生活習慣病といわれる疾病が多くまたその生活習慣病が重症化していることが伺えます。ちなみに平成23年度1月分では一人当たりの医療費4万9,747円となっており、これは県下ワースト1となっております。

国保については、国の補助金そして国民健康保険税、一般会計繰入金で賄われることになっていますが、運営は厳しい状況がありまして、平成15年度から基金の取り崩しによって不足金を補ってきたところですが、その基金が議員先ほどご発言

の平成23年度末には底をついたことから山江村の国民健康保険は危機的状況であると言えます。

国民健康保険は住民の方々が安心して医療を受けられる持続可能な制度として、また極力負担が増えないように制度運営を行っていきます。そのためには本村の国民健康保険運営状況を村民の皆様にしちんとお知らせし、行政ばかりでなく、村民の皆様と一緒に国保の安定した運営について考え、実践していくことが必要であると存じます。

このようなことから、たっしゅか健康づくり総村民運動を進めているところであり、何より優先することは村民の皆様が健康で暮らしていただくことです。そのことが引いては安定した国保の運営ができることであると存じます。

現在、生活態度により、ややもすると不規則な生活になりがちですが、規則正しい生活と適度な運動、バランスのとれた食事それぞれの健康を維持していただきたいと思います。

また、何らかの症状がある方は、病状が悪化しないように定期的な検診と主治医の指示に従った療養を行っていただきたいと思います。

議員のご提案のとおり、住民の生活習慣病予防の意識を高めることが最も重要な取り組みになると存じます。

このようなことから、本年度は健診を受けていただくこと、特に40歳から74歳までの方を対象とする特定検診を重点的に進めてまいります。平成24年度特定健診受診率目標値65%が定められており、現在の山江村の受診率は50%程度であり目標値に届いておりません。対象者の半数の方がまだ受診をされていない状況であります。

病気の早期発見、そして早期治療が何より大事でございまして、そのため健診を受けていただき、自分の健康度合を知っていただくことがいかに大事であるかは言を俟たないところでございます。

健康運動メニューや健康福祉サービス一覧、健康づくりに必要な記事等の記録する議員ご提案の健康手帳は、生活習慣病予防の意識を高める効果的な取り組みが期待できるものと存じます。

たっしゅか健康づくりプロジェクトチームを健康福祉課内に立ち上げ、健康づくり企画を現在進めております。この中でも健康手帳について積極的に検討をいたしたいと存じます。

以上で説明終わります。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） 了解しました。まずは健康福祉課長より答弁いただきましたよ

うに、検診率65%の達成へ向けてですね、まずは検診率を上げるということが大事かと思えます。

また、ただいまの健康手帳の配付については、極めて前向きな姿勢の回答をいただきましたことは、たっしゅか健康づくりに向けて担当執行部の今後の運営についての意気込みや熱意を感じました。

健康手帳は自分の健康を守るために自分なりのカルテをつくる意味で有効に活用できるのではないかと思います。たっしゅか健康づくり総村民運動の一環としてぜひお願いしたいと思えます。

次に、健康づくりに関連しまして山江村総合型地域スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」の活動状況、児童生徒の加入率や活動の様子、また今後の取り組みについてお尋ねしたいと思いますお願ひします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

山江村総合地域スポーツクラブ、愛称「わいわいクリスポやまえ」は、村内スポーツ人口の底上げの地域住民の健康増進のため、子どもから高齢者まで年齢に関わらずスポーツに親しみ元気あふれる村づくりを目指しながら活動を通じ、健康体力の維持増進を図るとともに、人と人のつながりを作ることを目的として平成23年3月に設立され、現在1年2ヶ月あまりが経過いたしました。

ジュニアの部に野球、空手、剣道、バドミントン、バレーボール、一般の部にダーツ、バドミントン、合気道が組織化されております。

昨年度はそれぞれのクラブにおきまして、練習、大会等への参加、クラブ員以外の住民を対象にしました水泳教室、ペタンク大会、ダーツ指導、ウォークラリー大会などが開催されました。

こちらの方に子どもから高齢者までそれぞれの方が参加していただきました。特にウォークラリー大会につきましては、クリスポ、福祉部局、教育委員会の三者が企画から運営までを共同して行い、村民と行政が一体となって一つの目的へと先駆的な取り組みとなりました。

児童生徒の加入率につきましてですけど、小学生は3年生以上の加入ということで、学童野球、空手、剣道、バドミントン、バレーボールに61名が参加、村内小学生が、3年生でございますけども、3年以上で167名でございますので、加入率としましては36.5%となっております。中学生につきましては生徒数の減少によりまして、学校での部活の種目の存続ということだけでクリスポへの加入につきましてはですね、所属しておりません。ただクラブのOB、OGとして練習への

参加がっております。またそれぞれの練習試合、大会に参加しておりますけれども、学校の部活として連携した指導がなされております。

今後の取り組みについては、3年間のt o t oの助成金をいただき、一般会員、ジュニア会員の加入促進によりスポーツ人口の底上げを図りながら、クラブ活動を通して人と人がつながる地域コミュニティとしての一役を担うクラブを目指しているようでございます。学校運動部の部活動加入につきましては、小学生が75%、中学生が96%となっております。

今後の取り組みとしましては、現在もですが、小中学校の体育活動助成金の交付、わいわいクリスポやまへの活動助成金を含めた支援を継続して行っていきたいと思っております。中学校におきましてはですね、運動の基礎として学校グラウンドにおいてマイペースによるランニングを毎日行うように、健康増進に努められるよう先生方が生徒に呼びかけておられます。

また食生活面からですけれども、1年365日、1日に3食としますと1,095回の食事となります。そのうち学校給食は190回程度ですのでほとんどが家庭での摂取になります。家庭での食事のあり方などについて学校栄養教諭、養護教諭そして管理栄養士合同によります検討会を開催しながら、家庭での間食や食事の摂取などについて今後指導を考えております。

以上で、教育委員会の説明を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） ただいま教育課長より十分に回答をいただきまして、よく分かりました。総合型地域スポーツクラブはご承知のように誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの実現ですが、それによって地域の健康水準の改善、すなわち医療費の改善にも繋がるメリットがありますので、今後いよいよ注目されるのではと思います。

またご答弁にもありましたように、運動のみならず家庭での食生活や食育について専門家の検討会や指導の予定もあるということですので、それはぜひお願いしたいと思います。

実は山江中生徒さんの体位ですが、学校経営案の中で、これは23年度分を見ましたところですが、全国県平均と比較して、そのまとめを書いてありますのでそのところをですね、そのまま読ませていただきます。

これは23年度で、ちょうど1年遅れになっておりますが、まとめをそのまま読みますと、全国県平均と比較して1年男子は身長、体重、座高、すべて高い。2年男子は身長、体重、座高すべて低く小柄である。また女子はどの学年も体重が平均を上回っている。栄養指導、食生活の指導が必要な生徒が数名見られる。平均にと

られる必要はないが、身長と体重のバランスはとれているか、年齢相応に発達しているかなどについては留意していく必要がある。と、そのようなことですので、先ほどありましたように、今後のバランスのとれた食生活についても専門家や学校及び教育委員会よりの指導により改善が期待される場所と思います。

以上で、健康づくりについての質問を終わります。

次に、農業用水保全の課題について質問いたします。

ちょうど今の季節は田植えのシーズンを迎えて、本村も他町村もですが、水田が美しい風景となっています。広々とした水田を見ながら、その農業用水の水源地はどこにあるのか、水の引き込みや水路はどうなっているのだろうと見ますが、普通はかなり離れたところで取水堰や取り入れ口があり、長い水路を経て田んぼに水が入っているわけですが、改めてその堰や用水路により水稻耕種ができ、美味しい山江米や球磨米ができていますと、安定した、また安心できる農業用水の確保と保全をしていかなければなりません、高齢化が進み作業困難ななかで応急的な作業を続ける以外に方策はないかと思うところです。

そこで、実は1年前の6月定例議会におきまして現在の松本議長、こちらの席におられましたときに農業用水路や取水口、井堰の整備について熱心に質問なさっておられました。それで村執行部とされましても出来る限りの対応や実行されていますことは有り難く思います。例えば番慶橋の橋の下の魚道ブロックの設置ですね、これはその少し前から計画があったようでもあります、河川法とか考えながら県の方と協議のうえ設置していただきましたことや、下の段溝につきましても今回村より助成をいただき、また溝関係者の方からも負担金を集め、地元業者の方も協力いただきまして水が来るようになりましたことは、執行部をはじめ皆様のおかげさまです。

しかし、村全体をみますと、前回のご答弁から大小20数ヶ所の堰など執行部でも把握されているとのことですが、ほかにも小さな堰や取水口だけのところなどあるということで、全体の堰の状況や改修が必要な箇所数、工法等、全体に調査したうえで計画的な整備を考えるということを1年前に松本議長よりの質問に答えてもらっていますが、その調査の状況についてどのような結果になりましたか、お願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。昨年6月の定例議会の一般質問におきまして、農業用水の取水、井堰の現状の調査と計画的な整備計画の質問を受けまして、担当課の方で、地域で堰として維持管理されているということで調査をしておりますが、万江川5箇所、山田川8箇所、西川内川11箇所、下払

川3箇所の27箇所で、その構造は自動転倒堰、コンクリート固定堰、自然石を利用した堰などとなっております。

このうち毎年取水のための作業、河川の氾濫のたびに作業を必要とする堰、老朽化によって今整備が必要な堰、近い将来整備が必要だと思われる堰は9箇所となっております。この河川の中で、この堰の中で河川の氾濫の度に作業が必要な堰を固定堰にという要望がありますが、河川法によりまして河川管理者の許可が必要ということから、固定堰の設置ができないものとなっております。河川法では堰を設置することによって安全基準をクリアできるか、河川管理施設と構造例には計画高水による余裕高を超えた高さ、立木等による一時的な水位の上昇によって安全が保たれるか、設置のための水利権、下流水利権者の同意が得られるか、費用対効果を考えた事業として認められるかなどがあり、現在まで固定堰が設置できなかったということは、これらがクリアできなかったためではないかと考えられます。

最近、想定外という言葉がよく使われますが、想定外の雨でも農地、人家への被害がでないような安全基準に余裕がある施設でなければならぬからだと思います。

昨年11月民主党県支部連合の現地視察の際に、要望されました箇所につきましては球磨地域振興局土木を現地の方に案内をしておりますが、計画高水に加えた余裕高が問題になるのではないかと聞いております。

全ての堰に該当はしないとは思いますが、このことが大きな課題としてある限り河川管理者の許可は難しく設置ができないのではないかと考えております。

ただ、設置可能な構造、設置場所、費用面についてのしっかりした調査をしてみることで状況も変わるのではないかとこのように思っております。今、どこの管理組合も堰の管理組合も高齢化によって取水の作業が困難になってきているということです。役場でできるお手伝いの方をしながら、その都度今まで通りの作業をしてもらえないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） ただいまの堰の現状についてのお尋ねでございますが、本当に深刻化しています。以前は各井堰とも若い後継者がいた、農業も盛んだったということから自然石を川に設置し、木を切り、草木、草等を底に敷いて水をあてていたと。

度々の少々の雨が降っても労力がありましたからみんなで協力してその水あてをしてきたと。しかし、今はもう高齢者ばかりです。現状は全く高齢者ばかりです。そこでどのような対策をするのか。やはり山田川、万江川とも県、国の管理ということで、その法の規制はあるものの大きな補助事業で対応すべき土地改良でたくさ

ん面積があるところの井堰のことについては村、議会協力して陳情し、井堰の設置事業を進めると。しかし、他方では小さな堰がいっぱい散在をしていると。このところをどうするかです。山江村にもきちんとした自治権はあるわけです。しかし、法は破ることはできません。その中で、やはり農業をされている農家の皆さんと行政ができることを協力しあってここは乗り切るということをしなければならないと思います。

例えば、土地改良の組合の皆様、農家の皆さんが現地で作業はしていただく、その原材料、ある井堰の方から大きな石を10個ほど見つけてくださいという要望がありました。しかし、大きな石もなかなかありません。小さい石だったならばすぐ大水の時に流れるということから、どうしたらいいかなと考えた時に、土木関係で余ったコンクリートを大きな堰にもなるような、石のような固まりのブロックがあります。こういったものを例えば村で原材料として確保し、それを農家の土地改良組合の方におわけすれば、土地改良の方でそれを工事をしていただくということで、法に触れない、自分たちでできる範囲で堰に水をあてるというような独自の方法もすべきではないかなと考えております。

そういったことで、今後この堰の問題は高齢化を迎え、農業をされる方は水がないととても大変です。今年も梅雨時期に入りましたけれどもはたして一番稲が水が欲しい時に水が足るのかなということも心配しておりますから、必ずこの問題は出てきますので、常に現場に即応した、村でできることを農家の皆さん、土地改良組合の皆さんと協力して対策を立てていきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） ただいま産業振興課長そして村長からも答弁をいただきまして、本当にその堰の問題、非常に深刻化している、また高齢者ばかりであるし、また作業も法の規制もある中であるけれども、様々な対策で法に触れない独自の考え、そのようなことをやるという、今村長からも強い気持ちを感じたところです。

先ほど産業課長よりのご答弁の中で、今すぐ整備が必要な堰、近い将来整備が必要な堰があると答弁されましたが、今後どこの堰をどのように整備していくお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えいたします。昨年固定堰の要望があった上芹田の堰につきましては11月に振興局の承認を得まして魚道ブロックを利用した固定堰を設置したところでありますが、今整備が必要な堰というのは、本年度の当初予算で設計委託料を計上しております永田井手頭首工、これは山田農免道路、暁橋の下にある油圧式の自動転倒堰です。数年前から油圧用のオイルを大量に

補充しないとゲートが閉まらない状況で、ゲートの本体、油圧系統の補修整備をするようにしております。事業につきましては、平成22年度から土地改良施設維持管理適正化事業に取り組みたいということで、管理専門指導員による施設の診断を受けて申請をしておりますが、今年5月、24年度から28年度までの事業として承認を受けましたので5年間拠出金を出しながら3年目に補修整備をする予定となっております。

事業につきましては、現在のところ1,600万円で、国、県、村がそれぞれ30%を5年間拠出し、事業実施時に受益者負担10%を出して事業するというものです。

そのほか近い将来整備が必要な堰としましたのは、あくまでも担当課の判断でありますので、施設の状況につきましては管理専門指導員による施設の診断により現況許認可を含めた整備補修の方法、補助事業の有無などを調査したうえで整備の方針、年度計画を立てて整備をする必要があると考えております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） 了解しました。いますぐというかですね、整備が必要なところとして上永田井手の頭首工など適正化事業と併せて進めるということで了解しました。また近いうちに必要というところもですね、お願いしたいと思います。

この堰の問題、本当に長年の難題であります、1箇所ずつでも改善できますようお願いしております。

以上で農業用水保全の課題については終わります。

最後に、3点目の質問としまして、本村の史跡や名勝等へ行く道、歩道の状況及び不法投棄対策について、質問いたします。

今は梅雨の季節ですが、梅雨が上がりますと夏の到来で避暑地を求めて清流とか山の涼しいところ、また山江村の観光パンフレットを見て出かける人もいます。

そこで、目的地までの、特に山中の歩道、例えば千畳の滝などですが、安心して通れる状況なのか。特に案内看板が設置されているところの歩道の点検、危険な箇所はないか、見てありますか、お尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。千畳の滝の遊歩道についてであります、この遊歩道につきましては、整備の方が平成21年都市住民との交流及び地域資源の魅力拡大を図るのを目的に地域活性化生活対策臨時交付金事業によりまして事業費196万3,107円、全額交付金によりまして整備をして

おります。

事業では作業道から千畳の滝までの約350メートル、起点部分の架け橋と歩道の状況によって、坂が急なところは階段、案内を兼ねた木柵落石防止のための柵を整備しております。

今回一般質問の通告を受けまして、遊歩道の状況を確認しておりますが、整備が完了して2年ということもあって、設置した案内看板には問題はありませんが、遊歩道全線にわたってシカの食害によると思われる歩道への土砂の流れ込み、落石があっており、土砂に埋まっているところもある状況です。ただ、この土砂落石で通れないというほどのものではありませんので、現在は遊歩道として機能しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） そうですか。整備から、千畳の滝は整備から今平成21年から大体2年ということで、道路の方も通れない状況ではないということでありましたけれども、実は地域の方から、案内看板があるので行ってみたが、険しいところがあり、目的地まで行けなかったとのことでした。

それで私もそこへ、場所は千畳の滝ですが、行ってみましたが、やはり難しいところがありましたので、無理をせず引き返しました。せっかくの名勝ですので、これからのシーズンに向け要所の点検など必要と思いますが、安全対策はありますでしょうか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。補助金事業、交付金事業を受けて事業をするまでは簡単なんです。あとは出来た後の維持管理をどのようにするか、これが私ども行政官庁の一番欠けている面ではなかろうかなと思います。

今回の場合につきましても、議員から質問を受けて現地を調査したと、いよいよキャンプあるいは自然散策等の時期が、シーズンが来ていて、補助事業、交付金事業でつくった道が通れるか通れないかも把握をしていないと、こういったことが私ども日常業務に携わる者として非常に反省しなければならないと思っております。

やはりせっかく大切な税金を使ってつくった施設が有効に住民の皆様にご利用活用できるということは、当然私どもしなければならないことですから、千畳の森に限らず、再度確認をし、看板が必要なところは看板の設置をいたしますし、やはり通れないということは21年につくって2年、それで通れないということはちょっと対応がまずいですから、早急に現地を確認し、通れるような対策はしていきたいと思っております。

非常に本村は自然に恵まれています。万江川のきれいな流れ、緑豊かな仰烏帽子、薬師山、特に仰烏帽子、薬師山麓には福寿草などたくさんの希少な植物が生えております。時期的には多くの方が宣伝も兼ねて行ってみたいということで、多くの皆様が足を運ばれるわけですが、地元の山林所有者の方から再三マナーが悪い、盗掘をされる、役場でどぎゃんかしてくださいというような申し入れがあつていません。

いつ、誰が来るか分かりませんが、やはり入り口はここ、ここここに来て、マイクロバス等でいけますから、ここらあたりに大きな看板で注意書きをしていただきませんかということもいただいておりますから、現地をよく見、やはり山江の自然の大切さ、守っていくということは大事ですから、看板の設置は早急に対策を立てたいと考えてます。

それからごみ捨て等についてもですね、非常に山江村は人吉に近いということからごみを捨てる人が多うございます。定期的に環境監視員の方で見守っていただき除去等も役場等でしているわけですが、今回、こういったことは山江だけではなく球磨郡市全体の問題だと、本村にも美しい村づくり環境条例が設置されますが、今回全市町村いっしょにポイ捨て運動、美化運動の条例をつくって球磨郡市一体となってこの運動に取り組もうという気運も上がっています。このことは当然スタートするでしょう。そういったことも含めて山江村が持つ自然豊かなこの景観を守るために今議員から質問をいただきましたような対策はきちんと立てていきたいと思えます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） ただいま村長からご答弁をいただきまして、千畳の滝の事業は補助事業とか交付金事業でつくったけれども、あとの維持管理というのがですね、本当に大変というか、大体場所も遠いしですね、なかなか行けないと思えます。しかしこれからのシーズンですので、誰が行かれるかわからないということもあると思えます。ほかのまた遊歩道や自然の中の施設についても安全管理をお願いをしたいと思えます。

それから今村長からごみ対策についてもですね、触れていただきましたが、そのごみ対策についてちょっとこの後質問を持っておりました。

今月は環境月間ですので、環境の方に目を向けまして深刻化するごみの不法投棄ですが、山江広報にもありますように、まずは村全体で不法投棄できない環境づくりや未然に防ぐ活動をしていく必要があるということですから、私は人吉のゴミ捨て禁止の看板などを見てまわりまわりましたら、様々なデザインやユニークなもの、そして大小、たくさんありました。いずれの看板も厳しい罰則があることを表示してあ

ります。内容は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金ですね。本村の山田地区にはその表示があるものもありましたが、万江地区では罰則の表示が入ったものは見かけなかったようです。

そのような環境を守る看板の見直しの計画がありましたらお願いします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。議員おっしゃったとおり、不法投棄については厳しい罰則がございまして、5年以下の懲役あるいは1,000万円以下の罰金という罰則がございまして、現在、山江村の方でも不法投棄に対する看板を設置をいたしております。看板の種類が2種類ほどございまして、不法投棄の警告というような看板とですね、今議員おっしゃった不法投棄に対して1,000万以下の罰金がある。あるいは5年以下の懲役があるという看板もつくって、現在設置をいたしているところでございます。

ただ、場所についてはですね、不法投棄をされた場所あるいは不法投棄の恐れのある場所にやっておりますので、その場所にあった看板というようなことで今つくっておりますので、今現在設置しております看板についても再点検をいたしまして、古い看板についてはですね、新しい看板、議員のおっしゃる罰則規定のある看板等に換えていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） 了解しました。今担当課長よりですね、ご答弁をいただきまして、山江でも2種類ほどあって場所に合った看板を考えているということでございます。やはり担当課とされましても環境美化対策には早急に取り組まれてまいりまして、すでに新しい看板についても準備しているということでよかったですと思います。

そのような美しい自然の環境と安全な観光ルートのなかを健康づくりを兼ねてウォーキングすることはとても気分がよいのではと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） 次に4番議員、岩山正義君より1、登下校時中における安全対策等について。2、丸岡公園の施設活用についての通告が出ております。

岩山正義君の質問を許します。岩山正義君。

岩山正義君の一般質問

○4番（岩山正義君） おはようございます。それでは通告書に従いまして4番議員、岩山、一般質問をいたしますのでよろしく願いいたします。

では最初に、登下校中における安全対策について質問をいたします。登下校中の安全対策については各学校長を中心に防災計画を立てられ、教職員、児童生徒への防犯、防災教育とともに交通事故防止に取り組まれていることと思います。

自主組織の山江村防犯ボランティア組織も80数名が登録され、児童生徒の登下校時の安全を見守っていただいておりますことに大変力強く感謝いたしております。

新聞、テレビの報道でご存じのとおり4月23日京都府亀岡市の府道で集団登校中の小学生ら10人の列に軽自動車が入り込み、多くの死亡者が出るという悲惨な事故が発生しております。現場は幅員約6メートルの緩やかなカーブで、歩道と車道の段差がなく、ガードレールもない道路で、これまた加害者は18歳の未成年者で、そのうえ無免許運転だったということでございます。

また4月の27日には千葉県館山市の県道で、登校のために路線バスを待っていた小学生ら6人の列に軽乗用車が入り込み小学1年生が全身打撲で死亡。同じ27日に、愛知県岡崎市で信号機のない横断歩道を集団登校していた児童4人に軽自動車が入り込み2人が重症を負うという悲惨な事故が立て続けに発生しております。

事故は人や車が多い都会だけで起きることではなく、いつ、どこで起きてもおかしくありません。

集団登校は防犯や交通安全にはメリットが多いが、車等による事故の場合は多数の犠牲者が出るというジレンマがあります。大変難題で対策に苦慮されておられると思いますが、文科省や県教委から通達も出ておられると思います。教育委員会におかれましてはどのような対策を図られているか質問いたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それではただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

山江村での交通安全対策の取り組みからまず入らせていただきたいと思います。交通安全運動等の推進につきましては、毎月1日、10日、20日の交通指導員等また民生委員、児童委員さんによります主要箇所での監視活動や交通指導車による巡回活動、交通安全運動や交通事故防止運動期間中での交通指導員や村内各種団体の方々によります街頭指導。学校におきましては毎月8日を挨拶運動の日として児童会や生徒会を中心に街頭活動を行っております。

先ほども岩山議員の方から言われましたですけども、山江村の防犯ボランティア組織81名の方ですけど、こちらの方につきましてもですね、一緒に登校、たまには下校されてから子ども達の安全、防犯から温かく見守っていただいております。

先ほど、集団での登下校ということですね、当然メリットということとデメリ

ットがありまして、こちらにつきましては現在のところは集団によります登校、下校につきましてははですね、学年、小学生におきましては学年での下校というのが、一緒に難しいもんですから、下級生は終わった時間、その後、上級生につきましては部活動が終わった時間、ばらばらの帰宅でございます。

教育委員会としましてはですね、先ほど岩山議員が言われましたとおり、上からの通達もありましてですね、学校の方に危険箇所等につきまして調査をお願いして、現在、その資料をいただいているところでございます。

というようなことでございますけれども、登校道路につきましては保護者、PTAによりましてですね、危険箇所を確認していただきながら、学校の方でそれぞれ、直接の工事等はできないんですけど、子ども達への注意をされております。集団下校によりますとですね、交通事故につきましては、今回のケースはほとんどが加害者であります車両を利用する方の原因が主でございます。一部にはですね、下校中、集団によります事故も発生しておりますけれども、主に大きい事故といえますのが登校中でございます。学校の方にはですね、子ども達に気をつけよとは言ってはございますけど、まず通勤時間帯をどうするか、ということで早朝の時間帯になりますけど、今までの街頭指導のあり方を見直しながら、山江村でも何らか改善していきたいなと思っております。

また、学校におきましてもですね、登校時間帯におきまして、旗を持って登校しておりますけど、それに反射タスキも付けて、併せて集団登校しておりますけど、こちらの方も何らかの対策を考えたいと思います。

以上で説明終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 具体的には今教育課長の方から答弁したとおりですけども、子ども達の学校への登下校の安全に関しましては、私ども教育委員会も非常に危惧しているところです。議員がおっしゃられました自分たちはきちんと待ってたのにそこに飛び込んできた事故というのが4月相次いでおきました。本当にあつてはならないことですが、そういう事故がありました。

常日頃から学校には、学校と話をしながら、登下校、特に下校を少し心配しております。登校中は、特に小学生は集団で登校しますが、帰りには自分たちだけといいますか、友達と一緒に帰るという形です。ここも特に低学年は自分たちで帰りますので、毎日帰る時に担任の先生から声かけをしていただいて、「車に気をつけて帰れよ」というその一言がまた大切じゃないかなというふうに思いますし、危険箇所につきましても各学校調査していただいて、今それをあげてもらっております。そして私どもと一緒に点検しながら、通学路の安全点検、それから安全確保に今後

とも務めていきたいという具合に思っております。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 例えばですね、登校時間帯の徐行運転とか、迂回路使用の協力依頼、ちょうど登校時間帯に合致しないようなことも一つの方法ではないかと思えます。

村長に、村道の管理者としてですね、どういったことを通学路の安全に関してどういったことを考えておられるかお聞かせ下さい。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。この度の京都それから館山、岡崎、大切な大切なですね、子ども達の命が、尊い命が亡くなりました。それも登下校中にいきなり後ろから来て暴走してはねる、命を奪うということで信じられないような事故であります。決して本村でもですね、各関係者の方のご協力のもとに交通安全にはしっかりと力をいれていくわけですけれども、例えば先ほど教育委員会からいいましたように、子ども達には再度交通安全の必要性というのを教育の再徹底を学校でしながら、例えば通学路においてどうしてもここは車がカーブ等で歩道と路側帯に入る恐れがあるところはガードレールの設置をするとか、あるいは途中どうしてもここは通学路には不適當というところは学校、保護者と協力して迂回路をつくると、そういったことも具体的な実現性のある交通安全対策をしなければならないと。今回の事故は要するに、どこ子ども達が集団登下校で安心安全を確保しながらしていてもいきなり後ろから来て事故に遭うということですから、一番の課題は免許を持っていらっしゃる方のマナー、悪質ドライバーをどのように今後注意していくか、村あげて免許取得者について、もちろん街頭指導とか春秋等の交通安全運動期間中の期間ばかりでなくて、年間を通じてやはり免許を持っておられる方のマナーの徹底を幾たびか実践していかなければやはり意識付けができていないのではないかなと思っております。

そういったことから街頭指導のあり方、交通安全協会、行政一緒になって免許取得者等についての交通安全のあり方、もちろん飲酒運転、暴走、スピード違反、いろいろありますから、そういう点の啓発活動を積極的に行っていきたいと思えます。

そして、村として思っているのは、やはり警察とか上の上級機関に免許取得する時の適性検査、交付のあり方等もよく考えていただかないと誰もかれも免許取って、このような事故が起きるといふこともありますから、そういったことも上級機関には申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 子どもは社会の宝でございます。社会全体で命を育てていく使命がございます。ぜひ、是非と申しますか、児童生徒の登下校時の安心安全をですね、その確保をお願いいたしまして登下校中における安全対策についての質問を終わらせていただきます。

次に、丸岡公園の施設活用についてということで質問いたしたいと思います。公園や広場の遊具の中には必ずといっていいほど滑り台があります。楽しそうに滑ってる子ども達の姿を見かけます。滑り台は子どもの好きな遊具の一つではないでしょうか。山江村が誇る丸岡公園にも、本丸にも唯一展望所付きの滑り台が設置されておりますが、せっかく作った施設が長年使用することができない、言うなれば放置の状態となっております。

また、展望台としても桜の木が伸び放題で役目を果していないような状態でございます。使えない施設が公園内にあるということは、イメージ的にもどうかと私は思います。経費をかけた立派な施設であるのに使用禁止の看板もなく、何年も放置されているが、なぜ使用させないのだろうかという声も実際聞いております。

つきまして施設の活用についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、丸岡公園は桜、ツツジの開花時期には多くの客があると思いますが、年間にはどれくらいの方が訪れていますか。また本丸の方にはですね、利用はどれくらいあるか調べておられたらお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。議員言われましたように、丸岡公園は人吉球磨の憩いの場として毎年桜、ツツジの開花時期には多くの方が来られます。

来園者につきましては県の観光統計で日程を設けたサンプル調査によりまして推計がでております。平成21年度1万301人、平成22年度9,503人、平成23年度9,360人となっております。この統計では公園施設全体の利用者ということで農村広場、野営場の利用者を含めたところとなっておりますので、展望所、本丸の利用者につきましてはこの推計の内数ということになっておりますが、建設当時からしますと、先ほど議員言われましたように、桜が大きくなっているということで利用される方はかなり少なくなっているのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） この展望所付きの滑り台ですか、これは何年に、どういう事業で建設されて、どういう理由でいつから今の、その滑り台の利用を止めておられる

のか質問いたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。この展望所は平成元年丸岡公園の観光客の増加を図ることを目的に、熊本県の観光振興対策事業によりまして総事業費620万円、うち県補助金200万円を受けて建設をされております。

滑り台の使用中止した経緯につきましては滑り台の傾斜が急で、ケガをする子どもが多かったということで平成13年、今の柵を設置し、展望台の上の方から滑ることができないようにしております。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 平成元年に県の観光振興対策事業により建設されたということですが、傾斜が急でケガをする子どもが多かったということは、考えれば、設計がどうだったのかなという感じがいたします。

平成13年から使用禁止になっているということですが、補助事業ならですね、なおさら多くの人を利用できる展望所、子ども達の遊具として改修するのが当然ではないでしょうか。もし改修できないとしたらですね、そのまま放っておくんじゃなくて撤去という方法も考えてみる必要もあるんじゃないかと思いますが、質問いたします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。この施設は平成元年度建設のコンクリート造であるために、減価償却資産耐用年数等に関する省令によりまして、その期間は40年というふうになってますので、建設後24年ということから施設の処分には制限がかかっています。

ただ先ほど議員が言われましたように、危険であるとして施設の一部を使用できないようにしておりますので、撤去につきましても視野に入れまして、撤去する場合の手続き、補助金の返還額、撤去にかかる費用を考慮して上で撤去について検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。人吉球磨盆地を見下ろす素晴らしい山江丸岡公園です。桜の季節、ツツジの季節には多くのお客様で賑わっているわけですが、その本丸の高いところに滑り台が平成元年に県の事業、補助金もらって造ったと。これは当初からですね非常に急峻であるから危ないと、何人かケガをされているという状況の中から平成13年度に使用禁止ということで柵を作ったと思っております。

桜が大きくなってきましたし、もう展望台としても意味はありません。そして公園という環境、多くの観光客の癒しを求めて来られる公園として果たしてああいコンクリートの滑り台が公園に適しているのか、景観的にですね、そのことも踏まえ考えたときに、滑り台も恐らく今の子ども達が使う安全基準の角度に違反しているのではなかろうかと考えます。

そういったものを放置していく、このまましておきますとやはり子どもは冒険好きですから、いつ入り込んで滑るかわからない、そしてそこでまた大きな事故等を起こしたときには当然村が設置をしているわけですから、村の責任になってきます。多くの公園、多くの公共施設で今ブランコとか滑り台とか事故が相次いでいますから、管理上で損害賠償されて負けてますから、どんどんと撤去が進んでいます。

そういったことも踏まえると、やはり安全安心な遊具ではないということは誰が見ても明らかでございますから、あのことは県への補助金の返還あるいはもう20年経ってますから、都合によっては今県の方の担当課と協議を進めろということで指示しておきましたから、内容によってはそういう理由だったら返還しなくてもいいかもしれませんし、今後十分県との協議を進めてですね、できれば議会の皆様に理解いただいて、ああい危ない施設を何十年も放置していること事態が、先ほど交付金もらって千疊の滝につくったと、あとは維持管理がなされないと、また同じですから、できればですね、議員の皆様にも足を運んでいただいて、見ていただいて、本当に残した方がいいのか、撤去した方がいいのか、危ないんだったら撤去すべきとも考えています。

そういったことも視野に入れて対策を十分に練っていきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） 課長、村長の答弁でわかってきました。補助事業である建設であり、40年経過後でないと撤去による処分にも制限がかかるということですが、もしですね、撤去するにしても改修するにしてもですね、それまでの間、私は看板は立てた方がいいんじゃないかと思います。実際行ってみましたが、看板の立ってたというようなあれがちょっとないんですよ。ただ先ほど村長も言われたとおり、村のあれですので、あれを乗り越えて滑って、落ちた、もし先ほど言われたような事故があった場合ですね、やっぱり看板を立ててちゃんと周知しとけばですね、だいぶ違うと思います。

そういったことで、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時間を11時20分とします。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

次に、3番議員、中竹耕一郎君より、行政施策についての通告が出ております。

中竹耕一郎君の質問を許します。中竹耕一郎君。

中竹耕一郎君の一般質問

○3番（中竹耕一郎君） こんにちは。平成24年第3回の6月定例議会、本日最後になりましたけれども、通告に従いまして一般質問を行います。

6月に入り本格的な梅雨の時期を迎え、田植え等で大変多忙な毎日である一方、豪雨等による災害が発生しないことを願っておるところであります。そしてさらには昨年より本年、本年より来年と、山江村が少しずつでもですね、着実に発展していきますことを期待いたしまして質問に入りたいと思います。

今日の質問の要旨につきましては、一つ目、平成24年度単独補助事業助成事業の状況と交付に係る関連規定について。それから二つ目には本年から新設をされました特定不妊治療の助成事業の今後について。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

平成24年度の単独事業、様々あるわけですが、もうすでに先般3月の定例会で可決をされまして事業が事実上スタートしたわけでありまして。私は繰り返してはしませんが、一部ばらまきではないかと納得できない事業もあったわけですが、反対表明しましたけれども、多数の同意で可決されたわけでありまして、方向が示されたわけで、あとは有意義な成果がでることを期待するものであります。

なお、ほかの事業につきましてはですね、全部が全部じゃありませんが、村民の福祉の向上、それから産業活性化の観点から見ればですね、大変有効な事業の一つであろうと考えます。

例えば2年目を迎えました笑顔あふれる地域づくり推進事業、今回284万5,000円、これは各区を対象にしてあるわけですが、この事業。それからこんにちは赤ちゃん祝い事業200万円、それから今年始まります特定不妊治療助成事業が

90万円、それから4年目に入りました小さな産業づくり事業180万円、それから地域材の活用促進事業、今年から始まっておりますが、これが40万円、これにつきましては早速補正が上がっているようであります。増額提案がなされているようではありますが、ほかに物産品の出展事業90万円等々あるわけです。ほかにもたくさんあるわけですが、それはさておきまして、まずただいま、今申し上げました事業につきましては、本年度まだ2ヶ月、事業開始後2ヶ月でありますので、ほとんど進んでないというふうに思いますが、現段階でのですね、取り組み状況についてまずお尋ねしたいと思います。今の状況で結構です。

また、今現在ですね、申請がまた上がってくると思いますが、上がってきか後の申請後の事業認定、補助決定に当たってですね、効果的な事業とするためにどのようなことに留意されていくのか。あればですね、そういうなのを含めて答弁願いたいと思います。まず、課長答弁をお願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、笑顔あふれる地域づくり推進事業につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては地域の絆を深め、魅力があり、元気で活力のある村づくり事業を地域住民自ら実践する活動に対しましてその費用を一部補助するものでございます。議員言われますように、23年度から始まりまして、23年度につきましてはモデル地区2地区を試験的に実施しております。内容につきましては公民館のトイレ改修、これは蛍光灯換え、それからフェンス設置、ソーラー時計の設置等々がなされております。

24年度につきましては、去る3月16日区長会にて説明を行いまして、1地区10万円、1戸1,000円、村営住宅につきましては500円でございますが、16地区、全地区ただいま申請が出ております。事業費につきましては495万円でございます。助成金が265万5,500円となっております。内容につきましては、各地区の備品購入7件、各種補修工事7件、夏祭り1件、部会の育成1件というようなことになっております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。こんにちは赤ちゃん祝い金事業の事業遂行状況でございますけれども、現在1件お祝い金をお渡ししております。今年度中にこんにちは赤ちゃん祝い金を支給できる予想でございますけれども、現在母子手帳の交付数から推定をいたしまして、12月までで28名の方が該当いたします。これから推計をいたしますと本年度中約38名の方が該当するのではないかと

と考えております。

それから次に特定不妊治療助成事業でございます。今回2件を予定をいたしております。現在までですね、問い合わせはあっておりますけれども実際の申請書はまだ上がってきておりません。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えいたします。まず小さな産業づくり事業でございますが、この事業につきましては村政施行120周年を記念いたしまして地域の活性化と地域産業の企業化による農林業の所得、増加を図ることを目的に平成20年度から始まっております。

事業内容につきましては商品開発、製品化、商品の販売促進、農林産物の加工施設建設、特産品開発、加工機械の購入等が対象となっておりまして、対象者は一グループまた団体、5名以上の組織で、補助金の額は事業費の9割、限度額90万円というふうになっております。

平成23年度までの事業実績でございますが、15団体、6社、総事業費1,770万6,112円、うち補助金というのが1,206万7,765円というふうになっております。事業実施に当たりましては、村政施行120周年記念の小さな産業づくり事業補助金交付要綱が平成20年4月1日から施行されておりますので、この要項に基づき補助金交付申請ごとに審査会を行い事業費の適否の決定しております。

それから24年度の状況でございますが、平成24年度の予算額は180万円を計上しておりますが、事業申請については5月末現在申請書の提出はございませんが、1団体から問い合わせがっている状況でございます。

次に、山江村地域材活用促進支援事業、この事業につきましては、球磨人吉管内で産出されました木材の利用によって林業の振興、地域材の需要拡大、利用促進を図ることを目的としております。交付の対象につきましては国の経済対策の基金を活用した地域材活用促進事業が各県で行われましたが、これを元に要件を条例施行規則の方で定めております。条例施行規則につきましては平成24年4月1日からの施行で、時限条例ということで24年度から26年度までの3年間の事業としております。要件の確認方法につきましては、山江村に建設される住宅または建築物、地域材使用量が木材使用量全体の50%、新築または全部改築の場合は使用量10立米以上、増築、一部改築の場合は使用量が5立米以上、地域材が証明できるものとしております。証明につきましては伐採届け、木材木性の合法性、持続性の証明により確認することとしております。

本年度から始まりましたが、24年度の申請状況につきましては5月末現在で3件の申請が出ておりまして、書類審査を行っているところでございます。申請は新築2件、増築1件、地域材を使用する予定数量は83立米、額にしまして82万6,000円ということになっています。当初の予算額40万円を超えておりますので交付決定がされてないということで、今回120万円の補正を計上しているところでございます。

次に、山江村特産品等出展事業についてですが、この事業につきましては特産品販売を通じて産業の振興を図るために村外で開催される物産展等に出展する事業に対しまして助成金を交付するもので、国において6次産業化が勧められておりますが、開発した加工品の販路拡大を図ろうとするものでございます。事業につきましては平成24年4月1日から施行しております山江村特産品等出展事業助成交付要綱に基づきまして事業の適否を決定しております。助成額につきましては対象経費の2分の1以内で、1回の申請額5万円を上限とし、年度内6回まで助成するものでございます。この事業を実施することで平成20年度から始まりました農商工連携事業により多くの加工品が開発され、その商品が製品化され、最近ようやく認知されるようになっておりますが、さらに販路を拡大するという事で山江村のブランド化によって地域の所得の増にもつながるものと考えております。24年度、本年度からの事業ということで申請状況ですが、今2件の申請を受付けをし、交付決定をしたところでございます。内容につきましては東京、球磨人吉ふるさと会にあわせた小田急ハルクの特産催し場での外販2件、4日間ということで、これにつきましては事業効果は十分あるということで交付決定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） ただいま事業を担当する関係課長から状況について詳しく答弁がありましたが、次に村長にお尋ねをしたいと思いますが、今お答えいただいた中でですね、笑顔あふれる地域づくり推進事業についてはですね、今から高齢化を迎えたそれぞれの地域において大変有効な事業だというふうに思います。

なぜなら、前年度各地区介護予防拠点としてハードの整備をされたところでありますし、また利活用によってはですね、地域住民の融和、健康、福祉の増進に極めて役立つものではないかというふうに思います。

また、福祉施策上、それから医療保険、介護費用対策の観点からもですね、非常に有効なものになるんだというふうに思います。

この笑顔あふれる地域づくり推進事業要綱の第2条にありますとおりですね、ソ

フト面の活用にも十分活用できるわけですので、今回はもうすでに16地区全部申請があったということでもありますので、その活用についてですね、積極的な指導をお願いしたいというふうに思います。

それからもう1点ですが、小さな産業づくり事業ですね、今説明がありました、4年目を迎えて、確か昨年9月だったと思いますが、同僚の谷口議員から質問があったと思いますが、今回は平成23年度最終補正ですね、90万円の減額の専決処分をされているわけですが、事業発足4年目になることからですね、やっぱりどうも新鮮味が少なくなっているんじゃないかなというふうに思います。十分に住民に周知はされていると思うんですが、制度的に若干疲労があるとか、取り組みやすい事業なのか、またニーズにマッチする事業なのかですね、もう一度点検をして、もう120周年記念事業でしたので、このへんで一応点検をされてですね、検証して、工夫するならするなり、改めて事業を見直すことも必要ではないかなというふうに思います。

それから先ほどの特産品出展事業の件ですが、これは1個人もさることながら、団体ですね、このへんをうまく活用されればですね、特産品のブランド化につながりますし、どんどん販促、販売促進にもつながっていくというふうに期待しておりますので、このへんの補助事業については十二分に活用されればいいんじゃないかなと思います。

本年度始められる事業もありますので、なかなか未知な部分もあると思いますが、景気低迷のなかですね、村民の血税を注ぐわけでもありますので、本来、従来よりしっかりした対応が必要なわけですが、村民に対するこのような事業、補助事業についてですね、村長の認識をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） ありがたい提言感謝申し上げます。今私たち農山村社会をとりまく環境は本当に厳しい状況の中でございますから、限られた財源をどのように足下に落とすか、対策をしていくかということを考え、今ご質問いただきましたような本当に皆さんが多種多様なニーズに応えている面について条例規則、要綱等をつくってですね、新年度スタートしたわけでございます。

確かに笑顔あふれる地域づくり交付金、昨年度2地区だけ試行的に皆様方がどのようにソフト、ハード期待されているかということで試行的にいたしました。そしてその結果を踏まえて平成23年度各区の分館長、副分館長とお集まりのいただき、このことについて協議し、ソフト、ハードの面、地域の課題、子どもの育成からお年寄りまで、そしてまたハード面まで自由に地域で話し合っ使っていただくということから、もうすでに16区、全地区申請が、バラエティ様々な活動が提案

されております。

このことはやはりこういう厳しい時ですからなかなか1戸1戸世帯から負担金を取るのも地域では難があるし、やはり小額な予算で、限られた予算でありますけれども、行政と地域の方々が一緒になって地域づくりが展開できたらという思いから、この地域づくり推進事業を推進しているところでございます。

お尋ねの指摘いただきました小さな産業づくり、4年目でございます。ある程度の事業は3年をしてみても実績効果、費用対効果を見て判断すべしというふうに思っていますが、今年4年目ですけども、今年ですね、十分にその団体に補助をしたと、90万円1団体に補助をするわけですから、果たしてその団体が芽が出ているか、自主的自立的に何か物流促進販売につながっているかという精査を今年1年させていただいて、その結果によってはもう4年目で打ち切り、そして新しい農林業、第1次産業の育成することを含めて新しい事業の企画をしてみたいと考えております。

それからこんにちは赤ちゃん特定不妊治療でございますが、やはりマスコミ等で伝えておられますように非常に日本の人口が減少している、激減していく中でやはり次代を担う子どもの育成というものは大事なことです。本当に少額限られた予算ですけども頑張ってほしいと、そして日本を背負う子どもに立派に育ててほしいという強い思い。あるいは特定不妊治療、これがですね、なかなか赤ちゃんが欲しいけれども、夫婦間の悩みというのは本当にこれはもう大変なんです。プライベートなこともあるし、人には言えないし、陰に隠れて治療されている、これが医療保険等が適用されませんから膨大な経費がかかるという苦しみの中で、今回は2名程度、おられるならば、どのように対応したいということで準備をしているわけですけども、問い合わせはあっているものの、申請はまだあってませんが、そういったお子さんをお待ちの夫婦にどうにか赤ちゃんが誕生するような助成をしたいと、このことについては熊本県の助成制度と相まって、タイアップしながら、推進をしていきたいと思っております。

それからこの地域材活用促進、もう本当に今木材が、林業の方、大変です。もう、こないだある林家の方に聞きましてところが、50年生の杉、ヒノキが1本500円と、商売にならんとか、とんでもないことになってしまったと、国は50%国産材を10年後使うというけれども、全然見えないと、どきゅんかしてもらわんとこれは崩壊するばいと、ほんと深刻です。昔は山持ちは金持ちでありましたけれども、もう山はいらんばいと、土地ぐるめ買うてくれという人が出てきますから、これでは山が荒れて自然環境が崩れますから、これは守っていかなければならない。そのようなことで行政として少しでも木を使いたい、促進をしたいということ

から、山江村で家を造られる方、増築をされる方、木材を使われる方には球磨産材だったならば助成をしましょうということでしたけれども、やはり要望が多くですね、40万円では不足するということから、今回補正にも計上させてもらっているところでございます。

それから物産品等出展事業、これにつきましてはおかげさまで山江は栗の産地、一企業の方が栗を使って山江のブランド化、本当にいい製品を作ってもらっております。こういった方々が都会で売ることには村が積極的に応援しないと、厳しい時に個人の方の旅費経費というものは膨大なものであります。そういったことから個人団体を含め、6次産業化していいものができた時に消費者が多い都会での売る展示会、企画展に出たときには積極的に応援しようということで今回の物産品等出展事業を計画したわけでございます。既にこれを使って都会にどんどんと、一例をあげますと、小田急百貨店等に行って山江の特産の栗等が取引が成立したとか、見込みができたとか、いい方向もみられておりますから、今後さらにこのことにつきましては第1次産業の村ですから、応援をしてみたいと思っております。

そういったことで、制度設計させていただきましたこの事業を住民福祉のために、村民の皆様方が喜んでいただけるような充実した制度になるように努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 次にですね、今補助事業について、中身について心づもりをお尋ねしたわけですが、次にお尋ねしたいのは根拠法令のですね、整備についてであります。

このような事業を実施していくうえでですね、補助及び助成に当たり基礎となる法令が必要になるということは言うまでもありません。以前、山江村の補助金交付条例というのがあるわけですが、これは相当古くなっております。昭和37年の10月から施行されているわけですが、当時はですね、主に村内の各種団体が行う事業、施設の整備拡充を図るための要する経費について補助するんだという性質のものであったわけですが、同様にですね、条文の中に村長が必要と認めたものについても補助金交付することができるというふうに規定はされております。拡大解釈をしましてですね、大ざっぱに考えればこの条例運用でもできないことはないかもわかりませんが、事情も相当変わってきておりますし、そういうことから最近の個別事業にこれを適用して、交付条例としてですね、適用していくというのはもう馴染まないのではないかとこのように思います。

先ほど答えられた事業、5つ、6つほど上げましたけれども、その中でこんにちには赤ちゃん祝い金支給事業、それから地域材活用促進事業、これについては条例で

整備をされております。そのほかの事業については要綱もしくは規則で運用されているというふうに資料を見させていただいた点では確認できるわけですが、それぞれ担当課長にお尋ねしたいと思います。この条例にした方がいいのか、規則要綱でいいのか、その振り分けですね、これは重要だ、特に重要だ、これは比較的軽易なものであるというふうな判断基準で分けられたのかですね、根拠理由があれば含めて答弁をいただきたいです。

なければ特に結構です。課長にお尋ねします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 今議員ご指摘の補助金等の交付条例、交付規則に基づきまして要綱を制定しながら交付しているところでございますが、しかしながらこんにちは赤ちゃん祝い金、それからご指摘の地域材促進支援交付金などのような主に個人に交付する補助金等につきましては、行政機関のみでなく議会の承認が必要という見地から条例を制定し、交付しているところであります。

ただし、特定不妊治療助成金につきましては、熊本県の要綱に準じまして要綱を制定したところであります。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） はい、よく分かりました。それじゃ物産品、特産品の出展事業については要綱ですね、要綱ですね、これは。はい、わかりました。

事業に伴う根拠、法令の根拠についてですね、今若干答弁がありましたけれども、原則的にはですね、長に委ねて、規則要綱をつくって、行政執行されていくというのが通常であるわけです。

条例、規則、要綱についてはですね、それぞれ自治法上で規制があるわけですが、第14条と15条にされておりますが、いずれもですね、制定上権利と義務が発生した場合には違反をすればなにがしかの過料、制裁がなされることもあるわけです。いわばこの法的にですね、条例であろうと要綱であろうと整備するということはある意味、自治団体と個人、住民個人とのですね、契約条項になりますし、またお互いにその責任の明確化にもなっていくわけですね。一つの契約書になるというふうに私は考えます。

そういう意味ではですね、一つの行政処分行為でもあるわけですね。条例については議会で議決されますけれども、規則要綱については長の決裁のみで行われるということで、規則要綱の場合はですね、効率的にスピーディに解決できる、ある意味からいいますと利点と言えば利点になるわけですが、しかし長に委ねられない重要な事項もたくさんあります。果たしてこの条例、規則、要綱がですね、住民にとっ

て賛成されるものなのか、十分効果が期待できるか。それから財政的にいつまで対応できるものなのか、優先順位もあると思います。等々ですね、事業の執行、振興状況も勘案しながら、必要であれば効力期限を決めると、そのようなこともですね、執行する立場についてはよく把握されているとは思いますが、村長、この辺はどのようなご見解をお持ちでしょうか。簡単に結構です。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 中竹議員、OBでございますし、詳しいことをお持ちですから、本当に的確なご指導いただいております。ありがとうございます。

ご指摘のとおり、やはり効力を決めてある程度すべき条例、規則、要綱と、また新しくつくる条例、規則、要綱とその点をご指摘のとおり私たちも真剣に勉強させていただいて、今までは条例、規則、要綱等ももう一回精査、見直して、もう今の時代に合わないものは整理すると、そして新しい時代に向かった村民の多種多様なニーズに応えるような制度に取り組んでいきたいと考えております。

ご提言ありがとうございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 事案が発生したらですね、できるだけ早く制定をされ、告示をして、パソコンでも十分見れるわけですから、アップされまして、すぐにですね、住民の方が使えるような段取りを願いたいというふうに思います。

次に、2点目に移りたいと思いますが、本年度初めて設定されました先ほど申し上げました特定不妊治療助成事業の今後についてであります。

要綱で運営されるということですが、先般すでに村内にですね、配付をされました福祉関係のサービス一覧、この赤いやつがあったわけですが、この中にその中身が回数、助成等の中身が書いてあります。書いてあるわけですが、現在ではですね、不妊で悩んでおられる方、全国では50万人とも言われておりますが、今後は晩婚化ですね、結婚される年齢が遅い、同時にその晩婚化になれば生まれる年齢も高くなるわけですね、晩婚化につながっているわけです。そういうことが予想されますと、やっぱりこのような事態もたくさん出てくるのではないかなというふうに思います。国も県もですね、支援をしなければならないということで、県内の市町村でも治療費の助成を行っているところであります。

これは治療費が相当高額になる、そしてさらには長期的な性格になるという可能性もあるということも聞いております。しかしながら、昨今の少子高齢化の中にあってはですね、課題として解決をしなければならない問題だというふうに思っています。今回の当初予算で2名分90万円計上されておりますが、そもそもその2名という補助対象を設定されたのはですね、日本の人口の単なる人口割から算出され

たものなのか、単純に人口割で計算しますと、山江村の場合は10人というような数字がでてくるわけですが、それじゃなくて、それとも予算規模から算出されたのか、実態調査からされたのか、その根拠をまず課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。これは熊本県の特定不妊治療の助成を受けていらっしゃる山江村の方について、ある資料により調査をいたしております。調査年度が平成16年度から平成23年度までの8年間調査をいたしまして、各年度1名から2名、多いときで3名というようなことで、その実績によりまして今年度2名の予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 実態調査に基づいて2名を制定されたということでありませう。国の場合はですね、1回が15万円、2回まで助成するというような厚生省の方の規定ではなっとるわけです。国の事業主体でもあります熊本県の場合は、1回の治療につき15万円で1年度目は3回、2年度以降は2回を限度に通算5年間を継続してやると。ただしそれは所得の合計額が730万円未満であれば助成されるということになっております。

山江村の場合には先般配付されたサービス一覧では、年間45万円を限度として5年間助成されるということになっております。要綱では、かかった経費から、個人が負担した経費から15万円を控除して残りの2分の1ですかね、を助成するということになってたと思うんですが、各町村それぞれですね、補助の方法は異なっておりますが、本村の場合は県と両方に申請できるものなのか、県にも申請して村にも申請するものなのか、また何らかの所得制限があるのか。治療はですね、県のように指定医療機関にいかなくてはいけないのか。そして本当に5年間継続できるものなのか。その辺について、課長答弁いただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えいたします。まず、山江村特定不妊治療助成要綱は平成24年4月1日から施行しております。熊本県特定不妊治療助成事業と概ね一体的に進めたいということで考えております。

このようなことから、熊本県の特定不妊治療あわせて山江村の不妊治療、両方申請できるということで考えております。

この事業につきましては、特定不妊治療を受ける夫婦に対して経済的負担の軽減を図ることを目的に制定をいたしているところでございます。まず、体外受精、顕微授精を含みますけれども、不妊治療には1回数十万の多額の治療費を要しており

ます。熊本県と一体で、概ね一体で進めるというようなことでさっき申しましたので、この熊本県の特定不妊治療費助成事業についての概略ですが、1回の不妊治療について15万円の助成をされておりまして、1年目は3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間、予算の範囲内の助成措置となっております。

本村では熊本県の不妊治療助成1回15万円を助成されることを考慮いたしまして、特定不妊治療に要する費用として対象者が負担すべき額から15万円を控除した額とし、年間45万円を限度として助成を行います。また助成期間についてはですね、最初交付の日から起算して5年間といたしております。この期間についてもですね、熊本県の特定不妊治療の要綱等に沿った形で本村の補助事業についても制定しているところでございます。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 若干改めて確認をしたいと思います。両方申請できるということですね。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えいたします。両方請求できます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 申請される方にとってはですね、大変有り難い話だなというふうに思います。県の方も申請できるし、村の方もですね、45万円を限度に申請できるということですね、大変有効な補助金制度だろうというふうに思います。

ぜひこの制度をですね、十二分に活用していただくように期待をしたいというふうに思います。

ところでですね、先ほど助成の内容について課長の方から答弁をいただきましたが、これは県下市町村様々なんです、そのようなことを踏まえてですね、県内を見ても、2分の1助成、県の助成金を引いた額の2分の1を助成するとか、限度額は幾万円するとか、あるところでは1回10万円を限度額にするとか、そういう自治体もあるわけですね。

そのような中でですね、本村の助成額については全体的な課長の判断でですね、適切なかどうかお聞かせください。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） お答えをいたします。熊本県内でも不妊対策事業を行っているところあります。球磨郡内でも24年度までで本村含めて4自治体がこの事業に取り組んでいるところでございます。この他の自治体の事業内容と比較いたしまして、本村の事業内容についても適切だろうということで考えております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） じゃああの、最後にですね、お尋ねしたいと思いますが、先ほどちょっと質問したんですが、お答えがなかったんですが、村長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、今回、最初の交付から5年間は継続助成をできますということで、今お答えいただいたところなんですが、仮に計画どおりですね、2件の申請、今1件だということですが、問い合わせが、仮に2件の申請がですね、交付決定をされて、本年90万円なんですが、5年間しますと450万円、2件でかかるわけですね。そのへんの予算措置について、毎年90万円ずつできるものなのかですね。

また自治法上ですね、この継続的な経費については債務負担行為の議決が必要でなかったのかどうかですね、その辺についてお尋ねをしたいと思いますが。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。この特定不妊治療は他の事業と違って、やはり命を授かる不妊治療ということから、単年度ではちょっと治療的効果が上がるものではないと。この点については十分県の担当、衛生担当等にも協議しましたが、県の方は5年間ということでございましたから、やはり本村の場合もそういう専門的なご意見等を聞きながら、5年間ということで作らせていただいているところでございます。

当然、私も今ご指摘のように思うのは、5年間という長期的なことということから、果たして5年間ということをやりたいながら5年間予算的な措置をする場合に、おっしゃられましたように債務負担行為のことについても必要ではないかなとも考えますし、このことにつきましてはですね、十分と先例とか担当の方でも勉強させていただいて、今後の運用について対応させていただきたいと考えております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 本来ならばですね、やっぱり債務負担行為を起こすべきものの性格かもわかりません。ただし、こないだの定例会でも申しましたとおりですね、1回始めるとこういうのは止められないわけですね。だから、財政がですね、5年間は必ず拘束されていくわけですので、だから私は思うんですね。債務負担行為の議決をしてなければですね、毎年申請、毎年交付と、申請を毎年してもらうという方法もあるわけです。しかし、申請される方が人数が変わったり増えたりした場合にですね、ちゃんとした予算対応が、措置ができるかどうかの話になると思います。

ですから、この要綱というのを私が聞いたのはですね、そういう意味だったんで

すよ。なぜ要綱にしたのかですね。ここをですね、やっぱり要綱の中にですね、例えば、こういう条項をいれたらいいんです。予算の範囲内ということを一筆入れておけばですね、この要綱が生きてきて、5年間債務負担行為を起さなくてもできるわけです。起こしてもできるわけですね。この中に予算の範囲内というようなのも要綱の中に入れておけばですね。

そうすると、要綱が5年間の債務負担行為を議決しても、予算の範囲内ということですから、予算計上されなければ結局は支払いの義務は出てこないわけです。そういうことですので、その辺の工夫をされればですね、いいのかなというふうに思います。

そういうことを感じましたので、結論としてですね、村長がいろいろ今から検討するということですので、ぜひその辺を十分勘案して補助事業の遂行に当たっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） 追加答弁ですか。山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 先ほどの私の答弁の中で、答弁の内容が不足しておりましたので、改めてお答えをいたします。

申請についてはですね、毎年申請ということで考えているところでございます。

○3番（中竹耕一郎君） ありがとうございました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了をいたしました。

山江村議会の定例議会は条例により3月、6月、9月、12月と定めてあります。年に4回の定例議会には、議会議員は村政全般について執行部へ質問することができ、また新しい政策の提案もできることとなっております。9月議会でも多くの議員がさらに一般質問をされますことを期待しております。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時05分

第 3 号

6 月 1 5 日 (金)

平成24年第3回山江村議会6月定例会（第3号）

平成24年6月15日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 3号 | 平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 4号 | 平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告について |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号） |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号） |
| 日程第 10 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号） |
| 日程第 11 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
山江村税条例の一部を改正する条例 |

- 日程第12 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第30号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第31号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第32号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第33号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第17 議案第34号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第18 議案第35号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第36号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第37号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第21 陳情第2号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情書
- 日程第22 議員派遣の件
- 日程第23 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会）（総務常任委員会）（経済建設常任委員会）（議会活動調査検討特別委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |
| 9番 山 本 義 隆 君 | 10番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君 教 育 長 大 平 和 明 君

総務課長	高田良介君	税務課長	木下久人君
産業振興課長	豊永知満君	健康福祉課長	山口美敏君
建設課長	白川俊博君	教育課長	中山久男君
会計管理者	福山浩君	農業委員会 事務局長	土屋一喜君
総務課行財政 主幹	山口明君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は、9名で定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数3回の規定と同規則第55条、発言時間の制限60分の規定をお守りいただきますようお願いいたします。

なお、質問回数につきましては、第54条の但し書きに議長の許可を得た場合は3回に限らないの但し書きがありますので、この項目を適用し、3回以上の質疑についてもこれを許可したいと思います。

13日に執行部より提案理由の説明がありました。その午後には課長の協力を得て議案審議を行ったところであります。昨日14日は、3名の議員から一般質問がなされ、執行部からそれぞれ答弁が、また議員から提案があったところであります。午後は現地調査に出向き、サービスエリア南側の村有地の視察、番慶地区登木橋、番慶地区上芹田井堰、蓑原地区の集落排水、簡易水道予定地、青年婦人会館予定地、下の段井堰、前田堰、それと丸岡公園の滑り台、展望台の現地視察をしたところであります。

これらのことも検討しながら真剣な質疑・討論・表決をお願いしたいと思います。

-----○-----

日程第1 報告第3号 平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第1、報告第3号、平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第1、報告第3号、平成23年度繰越明許費（一般会計）の報告については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第2 報告第4号 平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第2、報告第4号、平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、報告第4号、平成23年度繰越明許費（特別会計介護保険事業）の報告については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。それでは専決第1号、平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）につきまして、1点だけ質疑をいたします。

ページは10ページであります。地方交付税、今回575万9,000円補正をされておりますが、説明では東日本震災関係の特例交付金と聞いておりますが、職員の方が東日本大震災のときに研修を兼ねて行かれたということですが、この旅費関係の特例交付金だろうとは思いますが、これだけですか、ほかにも何か入っておるわけですか。内訳をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ただいまのご質問でございますが、特に特例交付金につきましては、先ほどご質問にございました東日本震災につきましての575万9,000円の分でございますが、職員の旅費と、それとうちの方から寄附金と申しますか、その分の応分の負担それとその他諸々の東日本震災の575万9,000円となっております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） ちょっとよくわかりません。寄附金と申しますのはどういうことですか。寄附金の分が全部返ってきたということですか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） さっきご指摘がありました職員の派遣分、8人分ですね。失礼しました。寄附金につきましては、換算されておりません。特に職員分の8人分と、それに対する応分の、いろんな震災がらみの金というようなことで承知しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） もう少し正確に答弁をいただきたいと思いますが。がらみじやちょっとよくわかりません。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） ただいまの件については、行財政担当がおりますから、ちょっと内容詳しく。

○議長（松本佳久君） 山口行財政主幹。

○総務課行財政主幹（山口 明君） おはようございます。それではお答えいたします。ただいまの件につきましては、まず職員の旅費と、あと旅費以外に負担金補助の分の方で金額が上がっております。その分の合計額になっております。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） さっき私がお尋ねしたのはですね、具体的な内訳数字を知りたいということでお尋ねしたんですが、負担金補助内訳、何の負担金補助がよくわかりませんが、またあとでもちゃんと調べて回答いただけますか。今わからんでしょう。じゃ後でもお願いします。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。
質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号））

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第10、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成23年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第3号）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第11、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第12、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第30号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第30号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、議案第30号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第31号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第31号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、議案第31号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第32号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議案第32号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第15、議案第32号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議案第33号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第16、議案第33号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第34号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、議案第34号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第17、議案第34号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） ここで先ほどの質疑に対する答弁がまいったようでありますので。山口行財政主幹。

専第1号の平成23年度山江村一般会計補正予算（第8号）中竹議員の質疑に対する答弁を山口主幹よりお願いします。

○総務課行財政主幹（山口 明君） それではお答えいたします。先ほどの件ですけれども、職員派遣の人件費といたしまして旅費の分で217万7,000円、滞在費におきまして、滞在費というのも負担金補助の額であげております、これが27万9,000円です。合計の245万6,000円。それに経費を、経費率と言いますか特交の率をかけまして、この分につきましてが119万9,000円、あと消防団員等公務災害補償責任共済契約にかかる掛金の額にこの金額が456万円、この2つの合計を合わせまして575万9,000円となっております。以上でございます。

-----○-----

日程第18 議案第35号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） それでは日程に戻ります。次に、日程第18、議案第35号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。5番、田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 一般会計補正予算の第1号に対して、7ページのですね、歳出で4番企画総務費、これにエネルギー計画作成委託料とあります、100万円あがってますけど、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ただいまのご指摘に対してご答弁いたします。

エネルギー計画策定の件につきましては、震災以降、原発に頼らない電力の確保が叫ばれております。本村におきましても太陽光をはじめ山江村の豊かな天然資源を生かした再生エネルギーの活用を努めてまいりたいと思います。特に現在、再生可能エネルギーの導入基金事業というのが県事業でございまして、前の体育館でございまして、5,000万円を要望しております。

それから大規模太陽光発電所というような、メガソーラーというようなことございまして、これ財団法人日本自治センターが募集しているのございまして、これにも名乗りをあげているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎君。

○5番（田原龍太郎君） 山江村の豊かな資源を利用して発電を計画されるということですけど、公共的に使ったり、一般住宅へのあれはどういう。済みません、今日の新聞にも熊本市が太陽光発電等を、バスもそうですけど、一般住宅向けの補助をするということ載ってますけど、その考えもやっぱりあるわけですかね。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 第1点目の環境エネルギーの今回の委託ですけども、各種国、県に補助事業出すときに、山江村として再生エネルギー環境についてどのような計画を持っているかという基本的な実行計画書がないと補助申請ができないというようなことございまして、今回、山江村の基本的なエネルギー政策の実行計画を作る委託でございます。

2点目の民間住宅等の補助でしょう、これはですね、今のところ考えてはいないわけですけども、やはりこれから先、確かに今国民全体で原発事故等に関してのエネルギー政策のあり方なんか非常に問われてますから、本村においてもこの自然に適したエネルギー、特に太陽光を利用したエネルギー政策は展開していくべきだと思いますから、今後やはり限られた財源の中で、やはり普及拡大するために、十分に皆さん方とまたお話をしながら、担当課でも十分に精査しながら前向きな方法で検討させていただければと思っております。

○5番（田原龍太郎君） ありがとうございます。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義君。

○4番（岩山正義君） それでは1点だけ質問いたしたいと思います。

9ページの款5、目12、農地に土地改良施設維持管理費負担金105万7,000円が計上されていますが、23年度は支出なかったと思いますが、これはどういった事業で、どこに負担されるのかお聞きいたしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。これにつきましては土地改良事業施設維持管理適正化事業で、永田井出の頭首工を整備したいということで、事業申請をしておりました。その事業申請に対しまして、本年5月にその事業の承認がきましたので、その工事負担、事務負担として計上したものでございます。

この事業につきましては5年間の事業で平成24年度から平成28年度までの事業ということで、この毎年度事業費に対しまして負担、国、県、村がそれぞれ30%、事業費の30%を納めながら資金を造成いたしまして、工事をするときには受益者負担10%を出して事業をするということであります。

この負担金につきましては、県の土地改良事業団体連合会の方に納付いたしますが、その後、全国の連合会の方に納入されるということになります。

以上です。

○議長（松本佳久君） 岩山正義君。

○4番（岩山正義君） はい、わかりました。以上で終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。1番、西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） 教育費のところですが、第1項の教育総務費、11ページです。小学校費というところで、これはICT備品ということで山田小学校に、128万7,000円と出してあります。以前聞きましたところ、電子黒板2台分ということで聞いております。これは毎年ずっと続けられる、このまま出していかれる状況でしょうかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それではただいまの件につきまして説明させていただきます。今回、2台分の電子黒板並びにノートパソコン等の分の経費をあげております。

本年の12月に山田小学校におきまして、自主的でございますけど、ICT研究の発表会を行うようにしております。現在、山田小学校には電子黒板が、これはお借りしている分なんですけど、4台ございまして、その内各学年にですね、1台ずつあった方がいいということで研究発表のためにですね、その2台を緊急に補充したいということで、今回緊急なんですけど、次年度以降におきましては、今後どういうふうに導入するかというのを24年度中に導入検討委員会を立ち上げまして、将来的には各小中学校、万江小、山江中も含めてですね、それぞれ機器の導入を考えています。今回は、緊急なところでの計上になっておりまして、次年度以降につきましても購入か、リースかの検討を今年度でとりまとめたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 今、教育課長の方から申されたように、このお金は山田小学校への電子黒板2台でございます。実は山田小学校をICT教育のですね、先進校にしたいという具合に思っています。

今年度、当初予算によってICT環境整備検討委員会を立ち上げさせてもらうことになっております。今現在、検討委員さんの選出を各学校と話をしながら、選考してもらっているところですが、その先行事例といえますか、というところで山田小学校に少し前を進んでもらって、そしてその結果を基に本村での教育の情報化をどう推進していくかということを検討させていただきたいという具合に思っております。

先ほどいいましたように、今度はですね、7月4日に今度新しく県の教育長になられた県の教育長が山田小学校を視察に来られます。ある意味、山田小学校が先駆的にしてもらっている研究推進を全国的にも、あるいは県下でも評価してもらっているということです。

そういった意味で今回2台導入してもらうことで、各学年1台電子黒板が揃います。そういった環境を整えてもらって、そういう研究をしながら子ども達の学力充実につながっていけばということを期待しながら提案しているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） 教育課長それから教育長、ご答弁ありがとうございました。

今、非常に変化の激しい時代でICTをですね、いよいよ使った教育というのがどんどん広まっていくようにあります。

確かに山田小学校も今現在4台、また2台今回、緊急にというところではありますが、ちょっとここですね、パナソニック財団からもありまして、一応これは県から1校だったですか、選ばれて、山田小学校の方にですね、確か年間50万円とかですね、補助があるということでもあります。

ところで、非常に変化の激しいといえますか、変化は激しいのかなと思うんですが、ここに今度は総務省の方のですね、ところのホームページを見ますと、これ電子黒板を使ったIT授業廃止、総務省仕分とありまして、総務省と文科省とのですね、えらいこれはちょっと矛盾したようなところが非常にあるなと思いましたので、一応そこのところのですね、この費用はずっと続けられるのかということで聞いてみたところですが、次年度からはまた考えるということで、今、課長の方からですね、あったと思います。

そういうところでありますので、今後、ICTの授業というのですね、どうなるかということで一応様子みながらと思っております。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 総務省のことについて、何かあれば。大平教育長。

○教育長（大平和明君） 実はこのIT教育の推進についてはですね、国では、今、西議員から言われたように総務省が学校を指定しながら、フューチャースクールという指定をしておられます。

それから文部科学省はですね、学びのイノベーション授業という、同じようなICT教育の研究推進をしておられるわけですが、中身的には若干違いますし、若干といいますか、違いますし、それから総務省とそれから文部科学省の立場も違うんだろうと思います。

ただ、私も新聞見させていただきまして、中身の詳しいことまでは把握しておりませんが、総務省が少し文科省に譲ったような形でしているんじゃないかなという具合に推測をしたわけです。二つの方向性でICT教育を進めていたことを文科省に任せると、という形のように私は感じて受け取っております。

今、先ほどありましたパナソニック教育財団は、完全なる民間団体での教育助成団体ですので、そこもいろんな形で助成を受けながら、そしてまたそういうノウハウを持っている財団でありますので、そういう力も借りながらですね、今後進めていきたいという具合に思っているところです。

○議長（松本佳久君） 西孝恒君。

○1番（西 孝恒君） ただいま教育長の方からですね、答弁ありがとうございます。本当にフューチャースクール推進事業ということですが、これを廃止と判定したということもありましたしましてですね、今年も何か11億円の予算を計上しているが、来年度予算編成で検討課題となるというようなことも書いてありましたので、ちっとこの辺のところをですね、疑問に感じまして質問をしてみました。

どうもありがとうございました。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第35号につきまして、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、第1点目、10ページの負担金補助及び交付金の地域材活用促進支援事業補助金であります。昨日ちょっとお尋ねした経緯があるんですが、当初は40万円計上されておりました。今回120万円の追加がなされるわけですが、材木の使用によって補助単価が違うわけですね、件数として何件あるのか、もう一度件数と

補助額を詳細に教えていただきたいと思います。これで満額なのか、また今後見込んであるのかですね、そのへん。

それから2点目、次のページの、11ページのコミュニティースクール導入推進関係の費用、旅費等が組んであるわけですが、これはだいたい何名の委員で、何回ぐらいの会合をされるのか。それからもう1点は、従来ありました学校評議員制度との整合性はどうか。あれはまだ予算的には残っているわけですが、あれが廃止になるのか、あれはまたあれは残っていくのかですね、それぞれ目的があると思います。その件と、それからコミュニティースクールを実際に導入した場合にですね、今考えられる課題とそれからその効果についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。今回、120万円を追加させていただきましたが、今現在のところですね、24年度の申請。これは5月末で3件の申請が出てきております。

新築が2件、増築が1件、この中で地域材を使用する、予定数量というのが83立米、額でいきまして82万6,000円ということでございます。

補助金の内容でございますが、補助単価ということで、地域材の使用量によってわかれております。5立米から10立米につきましては1立米当たり6,000円、10立米から15立米、15から20。20から25、25立米以上ということで25立米以上が1立米当たり1万3,000円というふうになっております。

今回、120万円あげさせていただきましてのは、3件が既に申請があがってきているということで、あとですね、2件ほどでてきたら予算が足りないということで、その分をみまして予算をあげさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それではコミュニティースクール関係につきまして説明させていただきます。

まず、今回の委員さんにつきましてはですね、各学校の方にですね、それぞれ6名から8名で、このうち住民関係、有識者関係を4～5名程度、あと学校の校長、教員等を含めまして、委員としましては各学校が6名から8名を予定しておりますので、総勢では24～5名程度になるかなと思っております。

会議につきましてはですね、旅費を組ませていただいておりますけれど、こちらでの会議を4回程度、それと全国コミュニティースクール研究大会等々がありますので、こちらの方に2回ほど出向くようにしておりますので、合計では6回開催予

定でございます。

それと、学校評議員と兼ね合いになりますけど、これはコミュニティースクールというのは、今回導入の推進のための委員会でございます、学校評議員とは直接は結びついていないんですけど、将来的にはですね、このコミュニティースクールで学校運営協議会を立ち上げまして、学校評議員ということは考えないといえますか、学校運営協議会の方でもっていくと考えております。その事前の、来年の4月以降の推進のための今回の予算計上でございます。詳細につきましては教育長の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 今、課長の答弁に少し付け加えさせていただきたいと思いますが、一応今年度は推進、コミュニティースクールにつきましては、コミュニティースクール、いわゆる学校運営協議会といいますが、学校運営協議会を設置するための準備委員会という具合に位置づけております。

委員さんは先ほど課長の方から答弁があったとおりでありますが、その委員さん方に先進事例の把握をしてもらったり、先進地に行ってもらったりしながら、山江村にこのコミュニティースクールがまず設置可能かどうかも含めてですね、検討させていただきたいという具合に思っております。

したがって、学校評議委員さんは多分ですね、兼ねられる、どちらも兼ねられるということもあると思います。例えば学校評議員というのは今、学校評価をしております。学校評価の面ではこのコミュニティースクールさんの推進委員さんはまだまだそこまでお願いするわけにはいきませんので、兼ねて行われる学校もあるやと聞いております。

今、先ほどいいましたように、推進委員さん、学校評議員さんの方は今学校の方で推薦を教育委員会の方にあげてもらって準備をしております。

それからコミュニティースクールを立ち上げたときの成果と課題ということですが、一つがですね、やっぱり今学校だけでは子ども達の教育をしていくために非常に困難性といいますか、があるということだと思います。文科省の方でもこのコミュニティースクールを増やしていく方向性で、今、県の教育委員会あるいは私ども市町村教育委員会を指導してもらっているところですが、一つがですね、やっぱり学校が抱えるいろんな課題を解決するためには地域の力を借りていく、学校応援団という言い方もあるんですが、そういった地域ぐるみでやっぱり子ども達を育てていこうという気運といいますか、そういうことがあります。

したがって、そういう組織を立ち上げながら、子ども達を健全に育てていく、そして学力も付けていくというのが一つの成果だろうという具合に思います。

私が今考えている課題はですね、今このコミュニティースクールの推進員さんをお願いしておりますが、夜の会議もありますけど、昼間の会議もあります。ですので、なかなか引き受け手といいますかね、が3校ともだもんですから、なかなかそこら辺が難しいのかなという具合に今そこら辺は危ぐしておりますのと、それから例えば一つコミュニティースクールの中でですね、一つの活動で、今、昨日もちよっと話題に出ておりました子ども達の登校中の指導を地域の方にしてもらっております。実はコミュニティースクールの狙いは、狙いの一つはそこにもあります。

ところが、今度は帰るときの問題、学校の話を書きますと、やっぱり学校から帰るときに、昨日もちよっと申し上げましたように低学年と中学年と高学年、中学生、帰る時間帯が違います。そのときに特に低学年の子ども達が帰るときに、見守り隊といいますかね、そういった方、ボランティアの方でそういった方がおられるといいなという具合に思って、学校としては思っているんですが、もうそのとき、そういう時間帯は皆さん仕事を持っておられます。例えば畑に出ておられたり、仕事に出ておられたり、行きは時間帯が合うんですけども、帰りの時間帯が合わない、そういった地域の人材を生かしていくという意味で、そういったことが今後課題に出てくるんじゃないかなという具合に、一つは考えております。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第18、議案第35号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第36号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第36号、簡易水道事業の補正予算（第1号）について若干質疑をいたしたいと思います。

提案された後、現場をちょっと説明をしていただきましたが、その時に、高速道路のサービスエリア、工業団地の水道の設備工事、それからもう1点は蓑原の国道445号に布設される水道工事の費用ということで承っておりますが、630万円内訳はわかりますか。2箇所分でしょうか、ほかにもありますか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。中竹議員が言われたように、工業団地それから蓑原地区の方の2箇所の工事箇所のみの工事であります。

内訳につきましては、今ちょっと手元に資料がありませんけど、後刻説明したいと思います。よろしいでしょうか。終わります。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） それは時間かかりますか。

それからもう1点ですが、加入分担金は計上されておきませんが、その工事をされるに当たって加入の照査となるもの、加入分担金は入っているんですか。計上されてませんか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。加入金につきましては、加入がありましてからそれぞれ精査しまして加入分担金をもらうようにしております。今回、水道につきましては当初計画しておりました加入分担金の方に含まれるということで補正等では今回計上はしておりません。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） じゃですね、ちょっと時間かかるようですので、もう1つだけお伺いしたいと思います。水道のですね、給水条例を見ますと、補助事業の実施期間中についてはですね、様々な取り組みで拡張されておったんですが、一応事業が閉鎖しますと、1件について引いたという経過はないわけです。2件あるというふうに昨日説明がありましたけども、それは間違いなく2件。建築される予定なんですか。

それからもう1点はですね、ある住民の方からお尋ねしたんですが、工費用かどうかわかりませんが、もう既に水道は引いてあるというふうな話もありますが、そういう事実ありますか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 水道加入につきましては、実際蓑原地区の方につきましては、2戸の加入、1戸につきましては現在建築中でございます。それからもう1戸

につきまして現在申し込みは直接はまだ申請は出てきておりません。しかしながら農振除外の申請がなされ、除外の申請をされて、農地転用の手続はまだしてないということですが、もう1戸の方はそういうことで建築はするという話を聞いております。ということで2戸ということで水道を現在計画、水道工事を計画したということでございます。

先ほどまた質問がありました実際水道を引いているかということにつきましては、現在水道については工事、宅地造成中、宅地造成があり建築中ということで水道については現在1戸の方は引いておられます。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 工事用の水道を引いておられるということは、それではもう、それはあくまで工事用の仮設で引かれたということですか。もちろんメーターはもちろん付けてあるでしょうね。どうですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） はい、申し込みがありまして、実際メーター器等は付けております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 2軒建てるだろうという予想のもとでは私はちょっと納得しませんね。だって今までそういう経過はありませんでした。特別に村長が認める場合と条項はありますよね。ここは住宅団地として見込まれるとか、そういうふうな状況で私は現地を見た限りではそんなふうには思えなかったんですがね。予想のもとでそういうふうに計画着工できるんですか。

村長、どうですか、どんなお考えですか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。下水道にしろ、簡易水道にしろ、村の定住化、余所の町村から山江に来たいというときにやはりこの上下水道の完備は必要不可欠であります。

今回の住宅、今1軒実際に造られております。用地造成の時には確かに自分たちで簡易水道もそして下水道は相良分権所のところまで相良村がきてますから、都合によつては区域外だけれども、相良につなぐようなことも計画をされておりました。しかし、あそこは山江村の土地であります。やはり基幹整備として主要な公共で行う事業、県道部分、民が必要なところは民でちゃんと対応していただくと。しかし、県道部分の100メートル近い管の整備は今後の住宅造成あるいは人口増が十分あそこは、見ていただきましたように、私は予想と言われましたけれども、十

分にあそこは今後住宅ができると、そういう話も出てきておりますし、そういうことも将来的に予想を組んで下水道、上の簡易水道は県道部分だけはちゃんと整備しておく必要があるということから、将来を見据えての定住促進を図ると、将来的には広域的に相良がそこまで管を持ってきてますから、接続も広域的に考えれば可能ということも考え、やはり行政としてその条例の中で私に与えられた権限の中で、やはり必要と認めましたから今回予算計上をしているわけでございます。

そういったことから部分的なことではなくて大局的な立場から、しっかりと蓑原団地の、山江村内で一番戸建住宅も多いし、今後農振除外あるいは農業委員会等の許可等出てくると思います。そういったときにちゃんとした対応をしておくということから、このような今回の計上となったわけでございます。ご理解をよろしく願います。

○議長（松本佳久君） 中竹議員、7回ほど質疑されておりますので、でもどうぞ、最後に。

○3番（中竹耕一郎君） 村長が言われるように、定住化とかそういうようなもちろん大切なことではありますけども、ただ現場を見て、現地を視察させていただいた以上はですね、どうもこれは住宅団地として拡張するような想定はされない現場だというふうに思います。そして今こういうふういきちんと規則条例にもあるようにですね、やはり現益者負担で引く、工事、村が工事をした場合はその工事負担金の2割は予納するとか、そういったきちんと決められているわけですので、やっぱり公平性というのは大事なことだろうと思います。今までそういうことをしたこともありませんし、今回だけにあくまでも予想の元でこういうふうな計画を立てていくというのはちょっと荒っぽいんじゃないかというふうに思います。

じゃ、その内訳はわかりましたか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。水道工事につきましての内訳ですけども、わらびの工業用地につきましては360万円と工事費を充てております。それから蓑原地区国道445号の配管設備ですけれども、270万円の工事費を充てておりまして、合計の630万円ということで計上しております。

以上です。

○3番（中竹耕一郎君） それは設計料は別ですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） お答えいたします。設計料につきましては別途計上しております、50万円計上しております。

○3番（中竹耕一郎君） 2箇所。

○建設課長（白川俊博君） はい、2箇所分の50万円です。

○3番（中竹耕一郎君） それはわかりません。

○建設課長（白川俊博君） 2箇所分を合わせた50万円ということです。

○議長（松本佳久君） 秋丸君。

○6番（秋丸安弘君） 暫時休憩の動議を提出したいと思います。

○議長（松本佳久君） ただいま6番、秋丸安弘君より暫時休憩の動議が出ております。ここで暫時休憩をとってよろしいかご異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ではしばらく暫時休憩をいたします。議員各位は委員会室へお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩以前に引き続き、再開をいたします。

私の議事運営の至らなさで長時間の休憩となったことをお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

ただいま日程第19、議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）の質疑の時間です。質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。2番、谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） 遅くなりました。それではちょっと1点だけ質問したいと思います。今、簡易水道の方でいろいろと説明をしていただきました。今現在仮設の予定のところ1軒というような話を聞き、あと予定があるというようなことだと思いますけれども、それは確実なものなのでしょうか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。まず、第1点、今回蓑原地区はごみ処理場が解体されます。地区民あげて環境整備がまとまりまして、いよいよこれから本格的な蓑原地区の村づくり、地域づくりが地域あげて始まっております。

また、これがなくなると長年の苦勞された方々の悩みも解消し、山江村は子育て、環境、上下水道が完備しているから住宅をつくりたいという問い合わせも相当あつてます。また民間等の不動産業者等も調査に相当入っております。

そういったことの将来的な視野、そしてもう1点は今実際にある方が住宅を造りたいということで水道施設がなかったら個人で相当な額を費やして数百メートル自分で水道を引っ張られておると。そしてその下にはある植木盆栽工場の第2工場が

あると。そこにも水も下水道もきてないと。そして先ほど言いました家を造られる方はもともとあの地域を農振除外で申請されておりましたが、隣接の山林のところが適当だろうと。というのは子どもさんが障害者ですから、いろいろ居住で運動したり生活をする時に農振除外したところよりかそこの方がいいだろうということ、そのところに今住宅建設をされているわけです。

当然、農振法というのは宅地を、家を造るという目的の中で計画されるわけですから、法的に縛られますから、私が聞いたときには除外もしているし、知人の方におわけして家を造りたいと。そうしないと法に触れるということでございます。

その先は確実にできるかできないはわからないとしても、ただ私が考えますのは、相当見ていただいたように、県道から住宅地までの距離が相当長い、あれも相当な経費でしょう、国道445、米谷さん第一索道から消防署の相良分遣所が120メートル、あの国道、県道については個人にですね、農業集落排水区域の認可を受けている以上は合併浄化槽は補助はきませんから、農業集落排水区域内は農業集落排水区域内で事業を振興しなければならないんですよ。その区域外、例えば一丸のA氏、高台でありましたから除外地、農業集落排水地域から除外されてましたから70万円程度を村で補助して合併浄化槽をつくっていただきました。

しかし今度は、あの地域は農業集落排水区域ですから、農集排で対応していく必要があるということから、国道部分の120メートルはやはり行政が担う責務と、農業集落排水を取り組んで認可いただいていますから、国道部分は農業集落排水事業で施行し、今後山江村に来ていただく、住宅を造りたい、定住促進を図る意味からもこの部分は行政で完備しておく必要があるだろうと。そしてその部分をですよ、民間に、もう家を造り始めた、農集排も駄目、合併浄化槽も駄目だったら特別的な予算措置があるのではなかろうかと。ただ、しかしそこは農集排の区域であります。

ご存じのように、国道、県道は掘削しましたならば、3年間は舗装等ができません。だったら一緒に経費削減のためにもその部分だけはちゃんと一緒に埋めておいた方が将来的な対応ができるのではなかろうかということです。

中竹議員から、こういったことは荒いと、前例がないと言われますけど、万江地区でも集落排水事業個人が家を造られたときしましたし、蓑原地区でも400メートルの水道工事をしております。その水道工事のときにも相当このように議会で論議をされ、将来的なことを踏まえて最終的には必要ということで認めていただいて、今、大変喜ばれて、その周辺の方々も接続をされております。

そういったことで、個人的なことに村の税金使って事業じゃなくて、将来的な対応、これから蓑原地区がどのように変わっていくかというのは、皆さん恐らくごみ

処理場がなくなってくるあの地域は非常に活性化はしてくると思っております。

そういったことをですね、ぜひ加味していただいて、やはり村民の皆様方が本当に安心して暮らせる、ああよく村のことを考えて将来の設計がなされているなどという判断をぜひいただきたいと思います。

そのようなことで説明させていただきます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） 水道のことなのですが、集落排水のことはまたあとの議題になるかと思いますが、今の団地付近で住宅の構想とか、そういうのは今のところはないわけですね。今予定地のところにそういう住宅を造るといような村としての構想とかはないわけですかね。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 村営住宅もですね、やはりこのような財政的に厳しいとき、限られた予算で住宅をどんどん造っていく時代はもうそろそろ目途をつけ、民間の資金を利用した新しい住宅制度のあり方に入っていくべきかなと考えております。

蓑原団地はご存じのように20戸造って満杯であります。15人待ちでございます。しかし、今後は公営住宅の建設は今のところありませんけれども個人住宅、もう既に旧レッドの先には2軒家が建ちました。そしてその下の方にもまた1軒計画があると。そして今度今水道関係で話が出てます方の住宅とありますから、今後、個人的あるいは民間住宅等が今後できる可能性は十分にあると思っております。

そういったことから、行政とすれば分譲地でも一緒でございますが、条件整備だけはしておかなければならない、国道、県道については許可とるのに相当時間を要しますし、なかなか取れませんから、これを個人でせろということはできませんから、そういった意味から国道部分だけはちゃんと先行投資をしておくことが工事、企業等の誘致造成等で他の自治体もちゃんと準備されてますけども、やはり少子高齢化の中である程度の人口の定住化を図る意味からすると、やはりこういった先を見た先行投資対応も必要かなと考えているところでございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） それではもう1点ですけども、今の工事、住宅の工事始まっておりますけれども、その中で、簡易に水道を引かれているというようなことで、先ほどお聞きをしたわけですけども、それは規定にあった施設の設置の方法をやっておられると思うんですけども、それは確かですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。住宅を現在建設中であります

けれども、確かに申し込みがございまして、加入金も入っております。加入金、申し込みがあって、あとはですね、山江村が指定している指定店、指定店の工事ということで村も認めております。したがってメーター器も付いておりますし、正規な工事で配管布設はしてある水道工事であります。

以上であります。

○2番（谷口予志之君） はい、わかりました。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

ただいま本案に対しまして、中竹耕一郎君ほか1名からお手元に配付しました修正動議が提出されています。これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） それでは議案第36号にかかります修正動議を申し上げます。

平成24年6月15日 山江村議会議長、松本佳久殿、提出者、山江村議会議員、中竹耕一郎、同じく山江村議会議員、秋丸安弘。

議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の2及び山江村議会会議規則第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

次のページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）に対する修正案

議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を次のように修正する。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳出、款、項、補正前の額、補正額、計、款2、簡易水道事業費、項の2、簡易水道施設整備費、補正前の額350万円、補正額410万円、計の760万円、予備費347万9,000円、補正額90万円、計の437万9,000円、歳出合計1億1,600万円、補正額500万円、計の1億2,100万円。

歳入については、原案のとおりであります。

以上、動議を申し上げます。

○議長（松本佳久君） ただいま提出者中竹耕一郎君の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。この修正案の討論です。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）の採決を行います。まず、本案に対する中竹耕一郎君ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松本佳久君） 全員起立です。したがって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。ただいま修正したところ以外の歳入とかそのほかの予算についての原案であります。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第37号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） では議案第37号について質疑をいたします。説明の中でですね、先ほど来より農業集落排水地域ではあるけれども、距離が遠いから個人負担は無理だというような見解であったと思いますが、今まで村内でももちろん集落排水区域内、区域外問わず、この特別に1戸だけであっても引いたという事例がありますか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではご質問に対して説明申し上げます。

1戸だけの宅地に枡を引いたかということでございますけれども、調べましたところ、平成17年に、これは万江地区の施設に新築の申請がありまして、県道沿いに1戸、当時金額で130万円ほどですけれども、計上しまして村の方から施行整

備をしている実情現状がございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 村の方で施行されたということですが、経費についても村で持たれたわけですか。そしてそれはまた1戸ではあっても引いたという、引くための根拠があったと思いますが、どういう根拠に基づいて引かれたのか、お尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。当時申請がありまして、申請があり、村の方に予算等の話がありまして、当時は議会の方で補正予算を組みまして予算を計上したところでございます。

根拠につきましては、今の時点、ちょっと根拠までは調べておりませんが、実際当時の補正予算として計上して可決された金額でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） どうもその根拠がわからないじゃ判断のしようがありませんが、それはわからないものなんですか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 農業集落排水事業は国の認可事業であります。農業集落排水で事業をする区域、該当しない地域とはっきりわかれています。万江地区は万江地区の農業集落排水区域ということから村の方でちゃんと対応し、議会にかけ、予算が付けられ事業が遂行したものと思います。

今回も全く一緒のような、私は例として、中竹議員からは前例がないと言われましてけれども、やはり前例等はあるわけですから、このことも十分ですね、議員の皆様慎重に審査審議していただく必要があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 今回の場合は、予算の中では分担金の収入も見えてありませんけれども、まだ加入の意思がまだ表れてないと判断していいんですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。今回建築中の家屋につきましては、実際申し込みは出ておりません。しかしながら、申請として要望は出ておるところでございます。要望が出ていると、それから加入申し込みがないということで分担金の方は計上しておりませんが、農業集落排水の当初予算等では見越

した加入金の方は予算は計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） じゃ、分担金については当初予算でみてあったということですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） お答えいたします。毎年数戸の申し込みがございまして、それに例年どおりということで見越した戸数のその分担金の金額をあげたところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 私も記憶がはっきりしとりませんが、合併処理区域の中にあつて、距離が遠かったので合併処理浄化槽の補助金を村から補助しますよと、そのかわり基本的に現益者負担で施行をしてくださいというようなこともやられているようですね。もちろんこれは条例の施行規則にも入っておりますし、村が全体をする場合と村が一部補助する場合と、二つにわけてありますが、そういった例でされていると思うんですが、その経過は建設課長わかりますか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。まず、農業集落排水で先ほど議員が言われましたとおり、農業集落排水の敷設する区域と、ここはするべきということで村は考えております。そこに区域で合併浄化槽の補助金額も条例等でうたつてあるわけですが、その金額等を比較しまして、それまでそれ以内であれば農業集落排水の事業からでも支出する。もちろん合併浄化槽内の基準で支出するということで、現在取り組んでおります。

それ以上につきましては農業集落排水については個人負担ということで工事は施工しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） そうであればですね、今回の場合全く道理は一緒だと思います。合併浄化槽を付けてくださいと。お互い処理区域内であつてですね、合併浄化槽はやってくださいと。ということは合併浄化槽は区域内は国庫補助でつけられないからその分は村でみてやりましょうといったのはさっきの例でしょう。

今回もそのようになされれば何ら問題はなかったんじゃないですか。その辺が私は納得できませんけど。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えします。それは見解の相違でございまして、そのようになってしまうと本来の集落排水事業の根拠がなくなります。

やはり、農業集落排水で対応できるもの、うちも処理施設がたくさん、下の秋丸、寺の下、味園、それから東部、万江とありますから、それぞれの区域運営をしていかなければならないし、相当維持管理がかかります。やはり農業集落排水区域内はその法律に則ったところの対応ということで、やはり村が責任もってその集落排水区域内は住民サービスをする。しかしその以外については、以前は区域外は合併浄化槽、当たり前の補助金では大変公平性がなくすから、上ずみを層として県下一番の補助を住民にサービスして、合併浄化槽を推進して公平さを保ったことがあります。

今回の件については、国道445号の120メートルを、例えば個人で工事をされた場合は相当な経費でしょう。またその国道が終わった後、またあれだけの距離は恐らく相当な事業費をつぎ込まれるわけですから、私たちがしているのは、やはり農業集落排水区域内で住宅もできるし、今後のいろんな将来的なことを考えて国道部分だけの管工事の予算を計上しているということでございます。

あくまでも農集排認可受けた区域は、農集排事業です。その他以外については、合併浄化槽等の補助で対応しているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） それではですね、最後にお尋ねしますが、村長の持論でいきますとですね、見解の相違ということですが、持論でいきますと、農業集落排水区域内であればどこでも引きますよというようなことになってしまいます。財政的にどんなことになるか、その辺はお考えですか。例えば区域内が相当広いです、人家が離れてほとんどマンホールの終末マンホールがいつても、それから相当遠いところに家があった、造ります、お願いします。じゃそれを受けざるを得なくなるでしょう、今回と同じような結果で。そういうことがですね、あるようであれば非常に、何と言うですか、きちんとしたルールに則ったやり方じゃないと思います。その辺はですね、財政のこともあるわけですから、その将来は賑やかになるだろうとか、そういう想定のもとで引いていかれるのはどうかなと私は思います。

質疑終わります。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） あのですね、その賑やかになるとか何かじゃなくて、実際に山江に来て家を造りたいって言うておられる、おられる。そこに農集排が近くまで来ている、それも国道部分だけを工事すると。今のところ、村の規則では合併浄化槽区域外だったら対応できるけれども、区域内だったら補助もできないし、じゃ勝手

にしてくださいと言った場合には相当な経費かけてされると思います。

そういった意味で、果たして魅力ある山江村に他の町村から来ていただけますでしょうか。それはもうケースバイケースで、今回議員の皆様も足を運んでいただいて、見ていただいたように、本当に住宅地はいい環境で、また国道からあそこまで引っ張れば相当かかるでしょう。しかしあの国道部分だけをちゃんと対応したいと。そうしないとどちらも補助、何もない、恐らくこの皆さんが、村民の皆さんが全部注目してみているから、やはりこのことは前例も万江地区には平成17年に補助しとって、今度は出さないということはどうも私はそういう点が考えて、見解の相違と言ったことはそこであります。

やはり住民には行政が一回1人でもしたならば公平に次の人にもちゃんとサービスをする、それが務めでありますから、私は山江に来て住みたいと、山江村は簡易水道も下水道もよくできているから楽しみにしとるといようなことで、村ができる範囲、そして個人で負担してもらう範囲、これはぴしゃっとしているわけですから、その上で家を造っていただくということでございます。

決してどこもかしこも財政が限られると、賑やかになるということは求めてません。私は少子高齢化の中で、やはり基本的な定住促進を図り、基本的な人口だけは対策を立てて、ある程度の住みやすい村づくりをしていかないと、今後の先の見込みもできませんから、そういった意味では他の町村に先駆けて農集排水事業が進んでいるわけですから、この施設を十分に生かすことが今後の私は山江村づくり活性化につながるものと思います。

本当にこの集落排水事業については、実際に家ができよるとですから、何も合併浄化槽でも助成しない、農集排水でもしないということになれば、どうなるのでしょうか。よく考えていただいて、本当にご決定賜れますようによろしくお願いいたします。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） 暫時休憩の動議を提出したいと思います。

○議長（松本佳久君） ただいま谷口予志之君より暫時休憩の動議が出されておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと継続があります。暫時休憩に賛成の諸君は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松本佳久君） 起立少数です。それでは続行いたします。

ほかに質疑ありませんか。6番、秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） 1点だけ村長にお伺いします。さっき説明の中でですね、相良村との広域的な合併浄化槽が消防署まできているということで、そういう話し合いは相良村とは話し合いはなされたのですか。広域的な話し合いを。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 相良分遣所のところまできているんですよ。それで歴史的に以前簡易水道で木材団地ができるときに山江の簡易水道を引かせてくれとうときに、うちの村断ってあります。蓑原の方で農集排で人吉の方に引かせてくれとうときにも断っております。

そういったことで、非常に隣接町村間の協議というのはしてませんけれども、いろいろ運用面も含めて厳しい面があることは事実でございます。

ただ、今後言われたように、やはり広域的なことも考えまんですから、今回あれが引かせてもらおうと、簡易水道は別として、集排だけでも引いて繋いでおくというんな展開ができるではなかろうかなと考えています。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） それと昨日ですね、現地を確認したわけですけども、新設、U字溝がですね、新設されてましたけれども、それは山江村としてはタッチしていることですか、個人的にやられたのですか。その道路自体は農道ですか、村道ですか、個人所有ですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） お答えいたします。昨日私どもも現場確認いたしまして、村界にU字溝布設してありました。実際建設課としては現地の方に行って確認はしとりません。

この時点でも村界を明確に現場に復元をしとりませんので、あの場所が山江村か相良村かというものはっきりしておりません。ただ山江村の土地である場合としても、山江村の方にそういう確認ということで個人さんの方から確認をしてくれということとはきとりません。

以上でございます。

村としては実際やったりしません。恐らく個人でされたと思います。以上でございます。

○6番（秋丸安弘君） それと農道か個人所有の私道か。今のそのU字溝布設されているところがですね。

○建設課長（白川俊博君） 実際村界には里道が通っております。その里道が山江村の里道もちろんあると思いますけども、相良村の方もあるかもしれません。

そこら辺まだ現場の方ではそういう筆界字界の確認はしとりません。里道は、山江村の里道は通っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） それで、その申請は出されていないわけですね。工事をしますとか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。里道、集落道、里道についての個人の申請は建設課の方にはきておりません。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） それでは今後ですね、どういう指導をされるかお伺いします。

もし許可も受けずにされた場合ですね、もし村道で、村道というか農道があればですね。もし奥に農地があった場合、通られるわけですよ。通行されるわけ。その場合支障のでない、支障はでないと思いますけども、もしそういう問題が出た場合にどうされるのか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。当然一生一度の家を造られるわけですから、周辺の関係者、農地持ってらっしゃる方と十分協議なされてあのような計画がなされたと思っています。

○6番（秋丸安弘君） それでは質問終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

ただいま本案に対しまして、中竹耕一郎君ほか1人からお手元に配付しました修正動議が提出されています。これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） それでは議案第37号に対します修正動議を読み上げます。

平成24年6月15日、山江村議会議長、松本佳久殿、提出者、山江村議会議員、中竹耕一郎、山江村議会議員、秋丸安弘。

議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び山江村議会会議規則16条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

次のページご覧いただきたいと思います。

議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）に対する修正案。

議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を次のように修正をする。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳出一部であります。款、項、補正前の額、補正額、計。款2、農業集落排水事業費、項2、農業集落排水施設管理費、補正前の額4,735万8,000円、補正額0。計4,735万8,000円。4予備費、項1、予備費268万8,000円、補正額510万円、計の778万8,000円。

歳出合計、補正前の額1億5,600万円、補正額510万円、計の1億6,110万円。

次のページは事項別になっております。そして一部だけ修正ということで議案を出します。

○議長（松本佳久君） ただいま提出者の説明が終わりました。

この修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 村長から発言の申し出がっております。横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 簡易水道につきましてはですね、既に個人の負担で相当の事業費で引かれておりますけれども、やはり農集排の日常生活に必要なこの農集排についてはですね、やはり前例もあるし、これをした場合にあとの対策に相当苦慮します。どのようにするか、区域内ですから当然農集排で対応しなければならない。合併浄化槽は補助がない、付かない、このようなことです。

ですからですね、本当に今後この農集排だけは山江村の特徴である事業ですから、ぜひ、このことについては農集排、集落排水だけはですね、当初のとおりお認めいただきますよう、前例がなかったならですね、これはもうあれですけども、ちゃんと前例もあるし、この人には認めとって、今度の人はいないと、それも国道ですから、国道を家を造られる方に、ちょっと地域的からもですね、私はここは皆さん方の慎重な判断をしていただかないと今後のやはり農集排政策について非常に禍根を残すということにもなりかねません。

そういったことで建設的なご判断をぜひ皆様方をお願いをいたします。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。この修正案に対する討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）の採決を行います。

まず、本案に対する中竹耕一郎君ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松本佳久君） 起立多数です。したがって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 陳情第2号 学校図書館の蔵書整備・充実にに関する陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第21、陳情第2号、学校図書館の蔵書整備・充実にに関する陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第21、陳情第2号、学校図書館の蔵書整備・充実にに関する陳情書は、採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しております議案のとおり議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第119条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 3 閉会中の継続審査申出書

（議会運営委員会）（総務常任委員会）（経済建設常任委員会）（議会活動調査検討特別委員会）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 3、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。

この閉会中の審査申出書は、次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。

よって、この申出書のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

次に、日程第 2 3、閉会中の継続審査申出書が総務常任委員会より提出されております。

この閉会中の審査申出書は、所管事務に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。

よって、この申出書のとおり継続審査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申出書のとおり、閉会中も継続審査をすることに決定しました。

次に、日程第 2 3、閉会中の継続審査申出書が経済建設常任委員会より提出されております。

この閉会中の審査申出書は、所管事務に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。

よって、この申出書のとおり継続審査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申出書のとおり、閉会中も継続審査をすることに決定しました。

次に、日程第23、閉会中の継続審査申出書が議会活動調査検討特別委員会より提出されております。

この閉会中の審査申出書は、審査中の事件について閉会中も継続して審査するものであります。

よって、この申出書のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

お諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成24年第3回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後1時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員